建物の瑕疵に関する最近の

最高裁判決が提起する新たな課題

瑕疵のある建物の 「権利侵害」性

追完の場合の利用利益返還問題および

原

田

剛

諸判決と課題の限定

平成一四年判決および平成一九年判決 最高裁判所の四判決

追完における利用利益返還問題

平成 一

四年判

はじめに

平成一 四年判決の意義

平成一 四年判決における新たな課題

「一重取り」不当利得論

不当利得論の問題性

几 ドイツおよびEC司法裁判所における議論

五. 小括

第二章 瑕疵のある建物の「権利侵害」 性 平成一九年判決

事案の概要

二 最高裁判所の判断

本件事案の特徴と本判決の論

Ŧi. 小括-諸論点の分析 本判決の意義と射程

結びに代えて 追完の場合における不当利得論

瑕疵のある建物自体の所有権侵害

諸判決と課題の限定

最高裁判所の四判決

周知のように、平成一〇年代半ば以降、瑕疵のある建物に関し重要な最高裁判決が出されてきた。それらは、

反する太さの鉄骨が使用された建物の瑕疵を肯定した判決、(2) 用相当額の賠償を請求でき、そのことは民法六三五条但書に抵触しないとした判決、②建築請負において約定に ①建築請負において建物に重大な瑕疵があるために建て替えざるをえない場合、注文者は請負人に対し建替え費

不法行為責任を肯定した判決、(3)

④瑕疵のある建物を注文者から買い受けた買主が、設計者・施工者および工事監

③「名義貸し」をした建築士に対する建物購入者の

理者 者等に対する不法行為責任が認められるための成立要件を明確にした判決である。 (4) 以下、 施工者等という)に対してした不法行為責任追及の場合において、 瑕疵のある建物を建築した施工

に対する不法行為が成立しうることを明確にした点、に存するであろう。 より責任主体を拡大した点に、④判決においては、瑕疵のある建物の買主が、売主の担保責任を追及することな を考慮することにより拡大した点に、③判決においては、「名義貸し」の建築士への責任追及を肯定することに 瑕疵の存否の判断基準に当事者の合意内容を取り込むことにより、要件論における瑕疵の内容を、 ころは、 められる可能性があることおよびその成立要件を一般的に明確化した点に特色がある。その具体的に意味すると 疵のある建物を建築した施工者等に対する注文者ないし買主の救済の範囲を拡大し、 しにした、施工者等の不法行為責任の追及について、 四つの最高裁判決は、すべてこれらの分野における初めての判決であり、 ①判決においては、 注文者が瑕疵修補に代えてする損害賠償の範囲を拡大した点に、 建物の基本的安全性を損なう瑕疵がある場合に、施工者等 しかも内容が指向するところは、 あるいは不法行為責任が認 ②判決においては、 瑕

(2008年10月)

二 平成一四年判決および平成一九年判決

積極的な評価がなされることになる。 かにし、 解釈論的意義である。ここで確認しておかなければならないことは、 その意味で、 それによって新たな理論的、 これらの最高裁判決は、「消費者保護」 しかし、筆者が本稿において明らかにしたい点は、これらの最高裁判決の 実務的課題を明確にする点にある。 の潮流に沿うものとなっており、 最高裁判決の法的構成の現在的意義を明 最低限この観点からは

法と政治

59 巻 3 号

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

721

几

意義が存在するといえる。もっとも、その結果、瑕疵のある建物に関する法律関係に、日本法における学理上 これまでの日本の現状を踏まえつつも、 解が存在する一方で、それに反対する重要な「桎梏」 それまでの学説および下級審裁判所における模索のプロセスがある。 一定の分野においてこの桎梏を克服した。この点に最高裁判決の重要な が存在していた。ところが、 そこには、上記諸判決の結論を支持する見 最高裁判所の上記諸判決は、

まだ充分には意識されているとはいえない、

重要かつ新たな理論的

・実務的課題が登場することになる。

59 巻 3 号

(2008年10月)

力 · こにおいて本稿で指摘する課題 のは、これら両判決に含まれる問題は、 いたからである。 四年判決) 関心の点で限界がある。 および④判決 本稿において、以上の点を、冒頭に挙げた四判決すべてにおいておこなうことは、 そのような認識のもとに、 (平成一九年判決)の事案に関連して、若干の分析をおこなった経緯がある。という しかし、幸い、筆者は、これまで、以上の点を、 (追完の場合の利用利益返還問題)についても、 後にみるように、 ①の平成一四年判決については、すでに若干の分析をおこない、 理論的・実務的に密接な関連性をもっていると考えて 上記四判決のうちの①判決 現時点からみれば不充分ではあ 筆者の現在の能 (平成

法と政治

られていた鉱脈を失念し、 るが、既に一定の指摘をおこなっておいた。また、④の平成一九年判決が問題となる事案についても、(6) て改めて筆者の当時の検討を振り返ってみると、そこには、課題への対処に性急なあまり、 出る以前に、 不法行為構成の可能性に向けて若干の検討を試みた。(7) 重要な点において検討の欠落が存在していることが判明する。 もっとも、 平成一九年判決の内容を契機とし 既に先学が探り当て 同判決が

それゆえ、 以上の点をより明確にするために、この二判決を中心とし、それぞれの判決の独自の意義を明らか

にしたうえで、 両判決の関連性にも留意しつつ、 より精確な課題を設定することに意義があると考えた次第であ

る。

平成一九年判決 (第二章)、結びに代えて、 の順に叙述していくこととする。

平成一

四年判決

第一

章)、

瑕疵のある建物の

|権利侵害

性

以下では、追完の場合の利用利益返還問題-

- 1 最判平成一四年九月二四日判時一八〇一号七七頁 (以下、平成一四年判決)。本判決についての評釈等について
- 負目的物の瑕疵と損害賠償」安永正昭・鎌田薫・山野目章夫編『不動産取引判例百選[第3版]』(二〇〇八年)一五 は、 原田剛『請負における瑕疵担保責任』(二○○六年)(以下、「原田・前掲」で引用する)一三五頁、同「建築請

八頁を参照されたい。

- 2 学教室二八三号一〇〇頁、 イムズ臨時増刊一一八四号 田到史子・民商法雑誌一三〇巻三号五八二頁。 最判平成一五年一○月一○日判時一八四○号一八頁。本判決についての評釈には以下のものがある。原田剛 平野裕之・法学教室二九四号別冊付録 (平成一六年度主要民事判例解説)五○頁、花立文子・私法判例リマークス三○号四二頁 (判例セレクト二〇〇四) 一九頁、 塩崎勤・判例タ 法法 (2008年10月)
- 3 ある。 刊ハイ・ローヤー二二七号六八頁、野口昌宏・判例時報一八七三号一八六頁、下村信江・私法判例リマークス三〇号 五九五号一二○頁、加藤新太郎・NBL七九○号一一一頁、大西邦弘・広島法学二八巻二号一一七頁、良永和隆・月 最判平成一五年一一月一四日民集五七巻一○号一五六一頁。本判決については、以下のような評釈ないし解説が 宮坂昌利・ジュリスト一二六四号一二二頁、 同・法曹時報五七卷一一号二七一頁、 角田美穂子・法学セミナー 59 巻 3 号
- 六九卷一 五四頁 (平成一七年度主要民事判例解説)八八頁、谷村武則・判例タイムズ一二四四号四二頁 号一四五頁、 鎌田薫・ジュリスト臨時増刊一二六九号(平成一五年度重要判例解説)八七頁: 小島彩・法学協会雑誌一二二巻一二号一四四頁、 朝倉亮子・判例タイムズ臨時増刊一二一五号 陳桐花・法学〔東北大学〕 法と政治
- 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 最判平成一九年七月六日民集六一卷五号一七六九頁 判例時報一九八四号三四頁、 判例タイムズ一二五二号一二

723

〇頁、 館法学三一三号一〇〇(七七四)頁、鎌野邦樹・NBL八七五号四頁、塩崎勤・民事法情報二五八号七八頁、 金融 ・商事判例一二八〇号二〇頁。本判決については、以下のような評釈ないし解説がある。松本克美・立命

六

724

告代理人「弁護士が語る」ものとして、幸田雅弘「欠陥住宅訴訟――施工業者の責任を認める」法学セミナー六三八 浩・法学セミナー六三七号四二頁、平野裕之・民商法雑誌一三七巻四・五号四三八頁、円谷峻・ジュリスト臨時増刊 一三五四号(平成一九年度重要判例解説)八九頁、花立文子・私法判例リマークス三七号四八頁。また、本判決の上

5 と判例)」において作成されている「消費者関連の主な最高裁判決(平成一五年~平成一九年)」に、(2) 判決と 分析」が、(4) 判決を「消費者の安全の確保」の観点からとりあげ、「住宅の安全性に関し、設計者など建築の専門 向けて」(法律時報八〇巻五号七二頁以下 (二〇〇八年) の中で、後藤巻則「わが国の消費者立法 号一八頁がある。 家について建物の安全性を確保すべき義務があることを明確にした意義は大きい」と評価し、坂勇一郎「資料 これらの諸判決のうち、近時の「小特集=現代消費者法の潮流を考える――日本消費者法学会 ·判例動向 (仮称) の設立に

(6) 原田·前掲一三一頁~一七一頁。

(4)判決が「欠陥住宅」「分野」として挙げられているのは、このことの証左である。

(7) 原田・前掲三二六頁~三三六頁 (とりわけ三二九頁)。

第一章 追完の場合の利用利益返還問題――平成一四年判決

はじめに

に一定の理論的分析をおこなっている。したがって、そこで検討した理論問題について論じることはしない。こ 平成一四年判決については、 冒頭で挙げたように、 すでに多くの判例批評がなされており、 筆者も前述のよう

法と政治 59巻3号 (2008年10月)

こでは、そのときに充分にはなしえなかった点、すなわち、 い論理を整理し、克服されなかった論理が孕んでいた問題に対する新たな理論的課題と展望を示すことに照準が 平成一四年判決によって克服された論理とそうでな

一 平成一四年判決の意義

当てられる。これが本節の目標である。

なかに、それぞれ、民法六三五条の限定解釈、 るものであり、請負人には過酷ではないこと、を挙げた。筆者は、平成一四年判決の結論を支えた二つの論拠の 書の趣旨に反しないとし、その論拠として、当該建物を収去することは社会経済的に大きな損失をもたらすもの 含まれうるとする論理をみていた。 ではないこと、建替え費用を請負人に負担させることは、「契約の履行責任に応じた損害賠償責任」を負担させ の瑕疵担保責任を追及し、民法六三四条により、建替え費用相当額の損害賠償請求することは、民法六三五条但 平成一四年判決は、 建築された建物に重大な瑕疵があって建て替えるしかない場合において、 および、追完の性質を有する瑕疵修補請求権のなかに新規製作も 注文者が請負人

更なる可能性が生じることを指摘しうるということになる。(9) の場合の解除の可能性 それゆえ、このような判例の論理からは、さらに、理論的には、 (民法六三五条但書に抵触しない)という重要な法律効果が論理的に帰結されるという、 ①建替え請求自体の可能性、(8) ②無価値な建物

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

平成一四年判決における新たな課題――「二重取り」不当利得論

書の規定に反すること、とする、理論的桎梏を否定したことを意味するであろう。ところが、上記の理論的桎梏(エロ) まれないこと、 差額説によって損害計算がおこなわれるべきこと、②民法六三四条二項の さて、平成一 ③仮に民法六三四条二項の「損害賠償」に建替え費用賠償を含めるのであれば、民法六三五条但 四年判決の論理は、①民法六三四条二項にいう「損害賠償」は、修補(履行)不能を前提とした 「修補」概念には、「建て替え」は含 (2008年10月)

には、実はもうひとつ当事者間の実質的な利益衡量を基礎においたと思われる、次のような指摘がなされていた。

すなわち、④建替え費用を認めると、一方では、瑕疵のある建物への過去の無償の居住により賃料相当額の利

59巻3号

法と政治

きものとしてよりも、 る(もっとも、この論拠は、後述のように、 ることになり、このようにして注文者は「二重取り」をすることになる、という不当利得を根拠とするものであ 得を得ることになり、他方において、建替え費用での建物の新築により耐用年数の延びた建物を取得し利得を得 追完を認めたうえで、不当利得としての返還を肯定すべきか、という独自の問題として追 理論的に考えると、本来、追完の性質を有する建て替えを否定すべ

論が前提にされているものと推測される。 審以外でも、すでに若干の下級審判決において採用されていた。このような実務の対応には、上記の「二重取り」(エヒ) めつつ、「居住利益」を六〇〇万円と評価して控除していた。居住利益を控除する手法は、 事実、平成一四年判決が認めた事案においても、 原審は、三八三〇余万円の「建替え費用相当額」の賠償を認 平成一 四年判決の原

求されるべき問題であるといえる)。

八

726

三 不当利得論の問題性

1

問題の一

般的性格

ならない。 しかも、この問題は、 しかし、 平成一四年判決が出された後に解明されるべき新たな理論的・ このような不当利得論=二重取り論ははたして正当であるのか、ということがまさに問われなけ 前述のように、建替え費用額から利用利益を控除する手法がなかば当然視されている現在 解釈論的課題は、 実にこの問題である。

合 買/請負の目的物/仕事に重大な瑕疵があり、買主/注文者に、追完として代物給付、 さて、この問題は、 売主/請負人は、 平成一四年判決の法分野である請負契約を超えて、次のように一般化しうるであろう。 瑕疵のある物の返還に加えて、それまで瑕疵のある物を利用したことの利益 /新規製作が認められた場 (利用利益 売

実務的にも解決を迫られている喫緊の課題であると考えられる。

の返還を請求することができるか、と。

不代替的特定物との関係での瑕疵担保責任論との関連

もっとも、この問題を、これまでの日本法の解釈論および判例実務上の到達点を念頭におくならば、はたして

たからである。 を念頭におき、 これまで、売買の分野における担保責任の内容としての追完問題は、 そもそもこのような一般化は説得力を持ちうるのだろうか、という疑念が生じないわけではない。というのも、 彼の担保責任の法的性質論と関連し、 修補請求権が認められうるか、という点が争点とされてき 主として、不代替的特定物である新築建物

3 不完全履行論(種類物売買)における追完論との関連

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

九

をその間利用したことによる利用利益を請求されたような場合、として想定されうるであろう。このような場合 における不完全履行 しかし、 利用後に瑕疵が発見され、追完を請求した場合、代物を給付する代わりに瑕疵のあるデジタルカメラ 追完問題の典型は、 (質的瑕疵)の場合であるであろう。これは、例えば、大手電機メーカーからデジタルカメ 後に紹介する、ドイツ法における議論からも明らかなように、 むしろ種類物売買

(2008年10月)

ように論じていた。 に関する規定は存在しない。しかし、不完全履行論から追完を論じてきた学説は、これに関連する問題を、 現行民法には、 そもそも追完規定はなく、 したがってまた、 追完の場合を前提とした利用利益返還

- 完全履行請求権は、……不完全給付につき債務者に帰責事由があると否とを問わず、およそ履行が可能であ

法と政治

59巻3号

を念頭に置くならば、前述の一般化は許されるであろう。

さらに問題なのは、長年月後の再履行が債務者にとって価格、仕入れの困難さなどの点で非常に不利な場合であ その範囲をいかにして決すべきかの問題がある ときは価格による返還となる。また、利用して利益を収めたときは不当利得として利用利益を返還すべきだが、 果を生じる」。そして、「債権者が受領した瑕疵給付は、債務者に返還すべきだが、すでに費消してしまっている る限りは、 いるのに、 (圏点は引用者)、と補足したのち、 債権者は瑕疵を発見したときは、 長年月を経た後に債権者が目的物の瑕疵を理由として完全履行の請求をなしうるとすれば、不当な結 債権が時効消滅するまでは存続するのが原則であるが、債務者はすでに履行を完了したものと信じて 信義則上至当と認められる期間内にこれを債務者に通知するなど適当な 次のように結論づける。「そこで有力説は、 (利益収取が債権者の労力・手腕に依存する度合いが大きいとき)。 信義則によって処理すべき

請求しうるにとどまると解している(我妻・一五五頁、 を請求することが信義則に反すると認められる場合には、ただ瑕疵の修補または損害賠償 措置を講じなければ、完全給付を請求しえなくなり、また瑕疵ある目的物を使用した後に瑕疵のない新しいもの 於保・一一五頁、 松坂・八六頁など)。この説が妥当で (帰責事由は必要)

ある」と。

要である。というのも、とりわけ、完全履行請求権を行使した場合に生じる、瑕疵のある物のそれまでの利用利 (売買の場合は買主) 本稿の問題関心からすれば、完全履行請求権の制限という主たるテーマもさることながら、 瑕疵のある物の長年月利用後の完全履行請求権行使の制限を正当化する論拠として援用されている点が、重 の利用利益の返還が債権者の不当利得として基礎づけられていること、そして、このこと 直接には、 債権者

抽出して、これについてのみ無条件に不当利得の返還を問題としうるかは、なお一考に値するように思われるか 分の利用利益を収取していることから、 でに売買代金を受領している(長年月の利用を念頭におけば尚更) 益の不当利得返還義務の問題は、 しかし、ここでの問題を、 双務契約(殊に売買契約)を念頭において考えるなら、 債務者側からのみ把握するならば、確かに、 瑕疵のある物の利用利益のみを受領代金の利用利益から切り離し独立に 売主 (債務者) 引用の叙述のようになるであろう。 この利用利益返還問題は、 もまた、 金銭による利息相当 59 巻 3 号 (2008年10月)

契約の解除における原状回復の援用

らである。

このような問題に関連する法分野としては、 周知のように、 (双務) 契約の解除 の場合の 原状回復の内 (範

囲 0 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 問題が容易に想起される。この点につき、起草者は、受領した金銭には通常は利息がつくのが当然だから

729

法と政治

これを明記 (五四五条二項)、他方、物を受領してこれを返還する買主も、その間の物からの果実を原状回復

として返還しなければならないと考え、通説、判例もこれを肯定している。後述のように、ドイツ民法(エム)((エム))((エム))((エ゚)))((エ゚)))((エ゚)))((エ゚)))((エ゚)))((エ゚) 以下

BGBという) は、 解除の場合の原状回復の内容 (範囲)を追完の場合にも準用し (BGB四三九条四項)、上

記学説と同じ結論を導いている。

5 課題――追完前の瑕疵のある物の利用は、はたして不当利得か

ったという意味での不完全履行を理由とした追完(代物給付)の場合において、それまで瑕疵のある物を利用し 以上から確認しておくべきことは、 日本の学説においても、 種類物売買を前提とした、給付目的物に瑕疵があ

定するために援用した前述の「二重取り」論は、不当利得問題をより具体的に、すなわち、追完(代物給付)に た利用利益の返還が不当利得により基礎づけられるべきことが、ほとんど唯一であるが、債権総論において指摘 されており、また、各論においても、判例実務という現場の延長線上から出てきた、建替え費用相当額賠償を否

法と政治

59巻3号

(2008年10月)

おける過去の利用と未来の利用の伸長の双方を考慮して基礎づけていた。

れなければならない。しかし、本稿はまさに、このような到達点自体が、今日においても依然として維持される べきなのか、ということを問おうとするものである。すなわち、 瑕疵のある物の追完 (代物給付) の場合、

これらの学説および判例実務からの立場の存在は、後に述べるような比較法的な観点からすれば、高く評価さ

して不当利得を根拠とした利用利益返還を認めることは妥当なのか、という問いである。

ほとんど存在していなかったのであるから、 この問いの批判的検討については、その前提自体についての議論が日本法においては上記のように いわんや、その先を問題にしようとする本稿において、 その手掛か

りを日本法に求めることはできない。ところが、ドイツにおいては、まさにこの問題が、債務法改正後、 て売買における追完(代物給付)の場合に、判例、学説において、債務法改正の立場を揺るがす議論が展開され、

ついには、 そこで、以下では、これらの議論の簡単な要約により、 その議論の結末がEC司法裁判所の判断にゆだねられ、 問題の所在が明らかにされることになる。 その判断が最近下されたという経緯がある。

四 ドイツおよびEC司法裁判所における議論

はじめに

というレベルでの議論に大別される。以下では、まず、前者を1で、後者を2で整理しておくことにする。その 法化したもののひとつであると考えられるドイツ民法四三九条四項が消費用動産売買指令に違反しているか否か ドイツ連邦通常裁判所 問題に関するドイツにおける議論は、 以下、 BGHと略称する) 国内法レベルの解釈論における議論と、 の事案とその要点を紹介したのち(3)、EC司法裁判 消費用動産売買指令を国内(18) (2008年10月)

1 国内法レベルの解釈論における議論

所の立場を紹介し(4)、小括において課題の整理をおこなう(5)。

のない物を引き渡すときは、 売買・請負における追完の場合の収益返還規定 売主は、 BGB三四六条から三四八条までに従い、 BGB四三九条四項によれば、売主が追完のために瑕疵 瑕疵のある物の返還を買主に請

BGB三四六条から三四八条までに従い、 瑕疵のある仕事の返還を請求することができる。これらの規定が準用

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

求することができる。また、

BGB六三五条四項によれば、

請負人が新規に仕事を製作する場合は、

請負人は

731

法と政治

59 巻 3 号

<u>=</u>

するBGB三四六条から三四八条は、解除の効果に関する規定であり、そのうち、BGB三四六条一項は、 説 兀

当事者の一方が解除したときは、「受領した給付を返還し、取得した利益を引き渡さなければならない」とし、

さらに同条二項は、「取得したものの性質上その返還又は引き渡しをすることができない場合」(一号)には、

「返還に代えて価額を償還しなければならない」 (本文) と規定している。 以上から明らかなように、債務法現代化法においては、売主/請負人が追完に応じて新規の物/仕事を交付/

に対する価値の償還請求権が、BGB三四六条一項、二項一文一号に結びついたBGB四三九条四項にもとづい

製作する場合、

売主/請負人には、買主/注文者が瑕疵ある物

/仕事の利用から返還までの間に引き出した利益

59巻3号

(2008年10月)

て認められている、 ということになっている。

である、というのが立法者意思である。(19) るものである限り、それを利用した間の利用利益を無償で取得できる根拠がない以上、これを売主に償還すべき 債務法改正における立法者意思 以上のような規定内容につき、 瑕疵のある物であってもそれが利用でき

法と政治

通説 通説もまた、規定の文言および立法者意思を根拠として、同様な立場に立っている。(20)

(四) 反対説 しかし、これに対しては、債務法改正後、有力な反対説(少数説)が存在していた。その論拠を

整理すると以下のようになる。

買主に帰属する。③代物給付の場合は、 解釈されるべきである。 ①解除の効果に関するBGB三四六条から三四八条の準用を指示するBGB四三九条四項は、目的論的に限定 ②BGB四四六条二文によれば、 解除の場合と異なり、売買代金が、そこから生じた収益を含めて売主の 売買目的物の収益は、 最初から、 売買代金を支払った

されない売主がより良い地位を得る結果となる。(34) 手もとに残っている。④買主にのみ一方的に利用利益の返還義務を負わせるならば、不完全な給付をし、正当化(3)

売主は売買代金の受領により収益を保持している点で、対価関係に不均衡が生じていることを実質的根拠とした 以上から明らかなように、反対説の要点は、売買目的物からの収益は引渡しにより買主に帰属し、そのうえ、

BGB四三九条四項の限定解釈にある、といえるだろう。

消費用動産売買指令違反レベルでの議論

いとし、反対説 いう問題として議論される。ここでも、通説は、BGB四三九条四項は消費用動産売買指令三条に違反していな ここでは、収益返還を認めるBGB四三九条四項が消費用動産売買指令三条に違反しているのではないか、と (少数説)は、違反しているとする。以下、それぞれの論拠を整理しておこう。

通説の論拠の要点は、以下のとおりである。

みなされるべきではなく、個々の場合における瑕疵のある物の返還の態様 ことのみを規律しているにすぎない。②それに対し、利用利益の支払いは、新規の物の交付に対する反対給付と ①消費用動産売買指令三条二項から四項は、新規の物を交付することによって契約に合致した状態を作り出す (方法)に関係しているにすぎない。

59 巻 3 号

(2008年10月)

売買指令の意義と目的とも矛盾しない。 ③このような巻き戻しの問題は、指令には含まれない。それゆえ、消費者の利用利益の返還義務は、消費用動産 要するに、ここでは、消費用動産売買指令が規定しているのは、 瑕疵のある物を給付した場合の契約違反の救

済方法である追完自体であり、そこには収益問題は入らず、したがって、これに関しては、 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 加盟国が独自に規定

一六

734

しうるという立場である。

これに対し、反対説の論拠は以下のようである。

何ら利益を得られずに終わる可能性がある。 でのみ義務を負うとする限り、 である。この場合、 可能性が生じる。というのも、 する代償であると考えている。②もし、収益返還義務を認めるならば、 く収益補償を調達できず、その結果、 ①反対説は、 物の収益補償は、 瑕疵がもっぱら代物給付によってのみ除去でき、売主がそれについて収益賠償との引き換え 消費者は、収益返還の要件と額を重くのみ査定するか、もしくは売買代金に近づ 消費者は追完の優位性にもとづき買主の二次的権利も主張できない結果、(33) 買主が新規の物の代物給付により受ける価値の高まりと利用期間の長期化に対 場合によっては代物給付という正当な請求が放棄される可能性があるから 消費者の追完請求権の主張が妨げられる 買主は

BGHの二〇〇六年判決

概観しておくことにしよう。 以上のような法状態のなか、まさにこの点が問題となる事案がBGHに持ち込まれた。 以下、この点を簡潔に

き渡しを受けた。その後、 事案の概要 A(買主)は大手通信販売店Y(売主)から「レンジセット」を約五二五ユーロで買い、 約一年半後にパン焼き部分のホウロウが修理不能状態で剥がれた。そこで、Yはこの

引

部分を交換したが、他方で、 有資格組織である消費者センター総連盟Xに返還請求を授権し、Xは支払った約六八ユーロの返還を訴求した。 第一審のニュルンベルクーフュルト地方裁判所も控訴審のニュルンベルク上級地方裁判所も(88) (88) 瑕疵のあるレンジの収益補償を請求し、Aは支払った。そこで、Aは、原告である

В

これに対し、

GB四三九条四項からは、 しうると判断した。 の支払いは法律上の根拠のない支払いであるとし、 Y 上 告。 売主の、 瑕疵のあるレンジの利用に対する価値補償請求権は発生せず、 BGB八一二条一項(不当利得)にもとづいて返還請求をな したがってA

方で、BGB四三九条四項は、 益に対する価値補償請求権を有することを認めている、 のある物に対する補償交付(交換)をした場合、新規の物との交換までに買主が瑕疵のある物から引き出 B G H が 判 断30 i)はじめに概要を示しておこう。 契約違反の消費用動産の場合において「無償の」代物給付を認めている消費用 として、 BGHは、 原審の判断とは異なった解釈をする。 まず、 BGB四三九条四項は、 売主は、 しかし他 した収 瑕疵

点につき、 買指令 (買主)に最初に交付された瑕疵のある消費用動産に対する収益の補償を認めるとする国内法は、 (三条三項一文および四項に結びついた同条二項の規定または三条三項三文)と矛盾しているか、 先行判決を求めてEC司法裁判所に付託した。 BGHは、 手続きを中断し、 新規の物の交付により契約に合致した状態をもたらした場合、 消費用 消費者 という 動産売

産売買指令(三条三項一文および四項)

と矛盾するのではないか、

という疑問を提起する。

(2008年10月)

売買指令三条に違反する点につき、先に挙げた少数説において言及しなかった論拠の要点を挙げておくこととす 立法者意思 (ii) BGHは、 一貫して反対説 (通説の立場でもある) を超える解釈の限界 既に紹介した、 (少数説) 通説と反対説 の立場を共有する。 (少数説) 以下では、特に、 を詳細に紹介しつつ、 (ドイツ連邦共和国憲法二〇条三項参照) BGB四三九条四項の指示が、 国内法の解釈レベルでは、 を指摘しつつ 消費用動産 文言と

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

る。

735

法と政治

59 巻 3 号

①消費用動産売買指令三条二項、

三項の目的との矛盾の指摘

消費用動産売買指令三条二項によれば、

消費者

この規律の目的は、 は、 として売買代金のみを調達したであろう。 であろう地位に消費者を置くことにある。この場合、消費者は、契約に合致した状態での消費用動産の反対給付 を有する。 消費用動産の契約違反の場合、 それに応じて、 売主は、 消費用動産売買指令三条三項は、 修補もしくは代物給付により消費用動産を当初から契約に合致した状態で交付した 消費用動産の契約に合致した状態を無償でもたらすことに向けられた請求 にもかかわらず、 消費者 無償の修補もしくは無償の代物給付を予定している。 (買主) にのみ、 売買代金にまで達する可能

(2008年10月)

性のある更なる支払義務を負担させることは、

消費用動産売買指令三条二項、三項と矛盾する。

59 巻 3 号

②消費用動産売買指令三条二項、三項の「無償の」概念との矛盾

ているのは、

同条二項、三項の

「無償の」概念は、

消費用動産について契約に合致した状態をもたらすために必

法と政治

消費用動産売買指令三条四項が明らかに

軽減されうる」ということである。考慮事由は、 加盟国が予定しうることは、 有する支払いを要求してもよいということは導かれない。 要な費用を「含む」ことのみであり、そこから、消費者に対し契約に合致した状態をもたらすために別の性質を ない。 代物給付の場合には、 消費者による商品の利用を計算に入れるために、「消費者に給付されるべき補償は 消費者に給付されるべき補償は存在せず、 契約の解消 消費用動産売買指令前文第一五項の考慮事由によれば (解除)に関係しているが、 代金はむしろそこから引き出された収 代物給付には関係して

付の無償性の原則が、 「不便」 (消費用動産売買指令三条三項三文) 仮に売主の収益補償請求権と矛盾しないとしても、 の存在可能性 消費者の相応な支払義務は消費用動産 消費用動産売買の場合にお け る代物給

益とともに売主の手元に残っている。

売買指令三条三項三文における著しい不便とみなされえないか、という更なる問いが立てられる。 長期の利用期間の場合には、代金との関係で少なくない収益補償を売主に支払わねばならないことを懸念す そのために、 場合によっては、 消費用動産の (無償の) 修補で満足するか、もしくは、 これについて

EC司法裁判所の判決31

売買指令三条二項によって許されている権利を全面的に放棄する可能性がある点を、指摘する。

本判決の論理を理解するために、 あらかじめドイツ政府が立てた問いに従って整理しておこう。すでに、

3で整理したドイツ国内における議論と重複しているが、その場合の中心論点は、 消費用動産売買指令は収益補

物給付の場合も含む、に経済的補償なしに新規の消費用動産を自由に使うことは不当利得である、 概念は限定解釈されるべきである、心消費用動産売買指令前文第一五項の考慮事由は、 償問題を規律していないというものである。この点の主たる理由づけは、(3)消費用動産売買指令三条の 解除の場合のみならず代 ということで (2008年10月)

答を見ていこう。 以下、消費用動産売買指令三条における法的救済の構造を前提として、この問いに対するEC司法裁判 所の解 ある。

費用動産の契約違反の場合、 消費用動産の交付時点までに存在するあらゆる契約違反に対して責任を負う。②消費者は、 消費用動産売買指令三条の法的救済の構造 消費用動産の契約に合致した状態をもたらすことを請求することができる(追完請求権)。 消費用動産売買指令三条二項により、 消費用動産売買指令三条によれば、①まず、 売主に対して次のような請求権を有する。 売主は消費者に 交付された消

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

九

法と政治

59 巻 3 号

者が契約に合致した状態をもたらすことを請求できない場合、消費者は、第二段階として、代金の減額もしくは

 $\frac{}{}$

契約の解消を請求することができる。③そして、消費用動産の契約に合致した状態をもたらすために、 産売買指令三条三項により、その請求の履行が不能でないかまたはその請求が不相当でない限り、 に対し消費用動産の無償の修補もしくは代物給付を請求できる。 消費者は売主 消費用動

これらの費用項目が限定列挙か例示列挙なのかが問題とされる。 状態にするために必要な費用、 意味するのか。 消費用動産売買指令三条の「無償の」意味 さて、それでは、この場合、「無償の」とは、いったい何を 消費用動産売買指令三条四項によれば、この「無償の」概念には、 とりわけ、運送費、労働費、材料費が含まれる。ここでは、この規定の体裁から、 消費用動産を契約に合致した

59巻3号

(2008年10月)

法と政治

た経済的負担」 した。②その具体的な意味は、このような保護が欠ければ前述の請求権の主張を思い留まろうとする「差し迫っ⁽³³⁾ 例示列挙であるとするのが立法者意思である。①立法者は、この無償性を消費者保護の本質的要素としようと® から消費者を保護すること、③そのために、このような場合、買主に対する「売主のあらゆる経

済的要求を排除する」ことが立法者の意図である、ということである。

金を償還しなければならない売買契約解消の場合のみが該当するとする。 定されている場合、 すなわち、売主が買主に対し、取得した利益の相互の返還の原則にもとづき消費用動産の代

消費用動産売買指令前文第一五項の考慮事由の意義 ここでは、消費用動産売買指令三条五項において予

る契約違反に対して責任を負わなければならないとする消費用動産売買指令の立場(三条一項)を前提とし、 (五) 代物給付された物の補償なしの使用の不当利得性 この点につき、 前述のように、売主は、 自身のあらゆ 次

諸見解の整理

	ドイツ政府(立法者 意思、通説)	BGH(少数説)	EC 司法裁判所 (EuGH)
BGB は買主の収益返還 義務を認めていると考え られるか	0	<u></u> *1	0
消費用動産売買指令は買 主の収益返還義務を認め ているか	○ *2	×	×
消費用動産売買指令3条 2項の「無償の」範囲	限定列挙	例示列挙	例示列挙
瑕疵のある物の利用による収益は不当利得か	① ①売主に対する経済 的補償なしに、使用 期間の長期化した新 規の物を使用できる ②消費用動産売買指 令前文第15項の考慮 事由は、代物給付の 場合も含む	× ①売買目的物の収益 は、引渡時から買 に移転(BGB 446条) する。 ②売主は、代金とそ の収益を保持して る。 ③消費用動産売買場 前前は解している。 ④買主にするこ買指 要要求動産売買公とは指 で 3条3買)に いう「著しい不便」 に該当する。	× (1) BGH の挙げる③ に加え、 ②売主は対立の表主に対立る契約を負責を対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対

- 少数説は否定する
- 指令は収益返還義務については規定しておらず、加盟国の判断に委ねている

ばならない。代金を支払い、 単に契約の規定に相応した消 る補償としての新規の消費用 契約違反の消費用動産に対 約定通り履行した消費者は、 それによって契約上の義務を あ 約において引き受けた義務を 動産を交付した場合、 ならなかったのと同じように、 7 動産の取得により不当利得 全履行の効果を負担しなけれ 約定通り履行しなかったので でに最初に保持しなければ ŋ, ように述べる。 11 売主は、 ない。 したがって、この不完 契約違反の消費用 消費者は、 それ 売買契

す

を

費用動産を遅れて保持しただけである。 $\stackrel{-}{=}$

用動産売買指令三条三項二文)保護されている。 給付は、 売主の それが期待不可能な費用により不相当であると判断される場合は拒絶でできるとしていることで (経済的利益) 保護 この点につては、二年の時効期間 (消費用動産売買指令五条一項)と、 (消費 代物

五 小 括

ついても、まったく同じことが妥当する、ということである。(4) 判断をするのか、という問題以上に、BGB四三九条四項の改正問題が、より重要な課題となることは間違いな と同じ判断をしたことにより、決着がついた。ドイツ国内においては、手続きを中断していたBGHがいかなる 法裁判所により、 いであろう。そして、このような問題は、 1 以上、ドイツにおいて債務法改正後、実務上最も重要な意義を有するとされた問題は、最終的にはEC司(38) ドイツ民法四三九条四項が指令三条に違反するという、ドイツ国内の少数説 すでに指摘したように、 売買契約と同じ規律内容を有する請負契約に (BGHの立場

約的に述べておくことにする。 以上の点から日本法が受ける示唆も小さくない。このような議論から筆者が受ける問題意識について、以下要

状回復の内容 ように考えるのか、という点に関わる。 第一は、不完全履行や瑕疵担保が問題となる場合における、双務契約の有償性・対価性という問題をどの (範囲) として問題とされたのと同じように、 不完全履行ないし瑕疵担保が問題となる場面では、 有償性の意味を、 単に給付と反対給付それ自体のみ 契約解除 の場合の原

(2008年10月) 法と政治 59 巻 3 号

瑕疵のある物の利用は、 が考慮されなければ、 用関係についても同様に妥当することを明確にすべきであろう。すなわち、買主/注文者が追完までの間に瑕疵 契約の解除 に着目するのではなく、 のある物を利用している間に、売主/請負人もまたすでに受領した代金/報酬を利用しているのである。この点 対価としての金銭の利用利益を看過すべきではない、ということになる。 の場合の原状回復の場合に考慮されている、 実質的な給付の均衡は保てないであろう。 給付後の目的物の利用をも含めてより実質的に観察する必要がある。 売買代金の利息に対応するものとして返還の必要はないとされなければならない 利息と利用利益の関係は、 いずれにしろ、ここでは、最低限、 この点、日本法においては、 追完までの 瑕疵 端的にいえば、 のある 追完までの 反

として処理される問題なのか、それとも、 3 第二は、 それでは、 第一に問題とした不完全履行における対価性の問題は、 消費者保護のための政策的な観点からのものなのか、という点である。 あくまでも民法レベルの 問 (2008年10月)

は、 みうる。しかも、買主/請負人は、一般に耐用年数の延びた新規の物の給付を受けるのであるから、 平等な当事者を想定した民法レベルの問題を超えて、 これは、今回の問題が最終的には消費用動産売買指令にドイツ民法が違反しているという構図からすれば、 /仕事からの収益)を超えて、不当利得となる収益になるのではないか、 延びた耐用年数こそ、 相互の収益(売主/請負人は代金/報酬からの収益、買主/注文者は、 いわゆる消費者利益保護のレベルでの判断であるようにも という疑念が生じうる。 日本法におい 瑕疵のある物 59 巻 3 号 法と政治

てすでに紹介した二重の不当利得論はまさにこの点を衝くものであった。 この点を民法レベルの問題として考える場合、 ドイツおよび消費用動産売買指令における議論におい

て重要な 741

役割を果たしてい 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 る論拠は、 瑕疵のある物が給付された場合における買主/請負人の救済準則 (体系)

(追完を

論

完を断念することによりすべての救済を断念することになる可能性)。この点、日本法においては、 次的救済とし、 解除、 減額、 損害賠償を二次的救済とする体系を念頭においた議論) からのものであった 請負の場合 追

配的見解である。そうすると、日本法の場合には、より内在的な基礎づけが探究されねばならないことになる。 ではあるが、 瑕疵修補を請求することなく直ちに修補に代わる損害賠償を請求してよいとするのが判例および支

- この点を指摘して、ここではひとまず検討を終えておく(この点は、結びに代えて、で若干言及する)。
- (8) このことを、すでに古積・前掲批評は、 の新規製作請求権に関する一考察 ――ドイツの判例学説を手掛かりとして――」法学論叢一四一巻五号、 原田・前掲 (第一部第一章 (注文者の新規製作請求権) (原型 同一 一注文者 四三巻

59巻3号

(2008年10月)

三号(一九九七年、一九九八年)を指示しつつ、指摘していた。

- (9) この論理は、かつて一部の学説により主張されていたような、重大な瑕疵がある建物を「未完成」と考え、不完 く、まさに、民法六三五条の解釈論として、「瑕疵担保責任」の枠内でも解除が可能であることを意味している。 全履行と評価して債務不履行の一般理論を適用することにより、 解除の可能性を導くという構成におけるものではな 法と政治
- 10 〇八年) 一五八頁 (一五九頁)。 請負目的物の瑕疵と損害賠償」安永正昭 後藤勇『請負に関する実務上の諸問題』 ・鎌田薫・山野目章夫編『不動産取引判例百選 [第3版]』一五八頁 (判例タイムズ社、一九九四年)八五頁~九一頁。なお、原田剛
- 11) 後藤・前掲八六頁~八九頁。
- 月一八日欠陥住宅被害全国連絡会議編 神戸地裁姫路支部判平成七年一月三〇日判時一五三一号九二頁(一二年経過の事例)、大阪地判平成一〇年一二 『消費者のための欠陥住宅判例 [第1集]』八四頁(九年経過の事
- 奥田昌道『債権総論 もとより注の部分にある。債権総論レベルにおいて、当事者の対価性の実体に及んでいる叙述は、管見の限り、 [増補版]』(一九九二年)一六一頁および一六二頁注(2)。本稿の問題関心からすれば、

である。 本書のみである。この記述の内容こそ、後に紹介するように、ドイツ民法三四六条 (解除の効果) に見出されるもの

- 法典調査会民法議事速記録[法務図書館版]九(一九八一年)二七六頁(穂積陳重)。
- 我妻栄『債権各論上巻(民法講義V1)』(一九五四年)一九五頁、 山本敬三『民法講義Ⅳ-1
- 五一頁(家屋の売買の場合で買主の債務不履行による解除の事案)、最判昭五一・二・一三民集三〇巻一号一頁 八〇八頁(家屋の買主が買い受け後返還までの間に使用した使用料)、最判昭三四・九・二二民集一三巻一一号一四 五年) 一九五頁以下。 判例は、物の利用利益の返還を不当利得の性質を有するものとして肯定する。大判昭一一・五・一一民集一五巻

法五六一条による解除の場合にも使用利益の返還が妥当するとした事案)。

八年)も参照されたい。 買指令とドイツ民法第四三九条第四項(上)(下)」国際商事法務三六巻八号一○七六頁・同九号一二二二頁(二○○ ドイツ法の議論とEC司法裁判所の判決の概要については、原田剛「(EC企業法判例研究) EC消費用動産売

(2008年10月)

- 日付けの欧州議会および理事会指令:Directive1999/44/EC」 をいう。本稿では、 正確には、「消費用動産の売買および消費用動産に対する保証という一定の観点に関する、一九九五年五月二五 断わりのない限り、 以下「消費用
- 19 動産売買指令」と略称する。 BT-Dr 14/6040, S. 232f
- 20 MünchKomm-Westermann, BGB, 4. Aufl. § 439 Rdnr. 17; Staudinger/Matushe-Beckmann, BGB (2004), § 439 Rndr.

法と政治

59 巻 3 号

Zurlinden, EWiR 2005, 819; Winkelmann, S. 538ff Gsell, NJW 2003, 1969ff.; dies., JuS 2006, 203 [204]; Schwab, JuS 2002, 630 [636]; Hoffmann, ZRP 2001, 347 [349]; Wagner/Michal, ZGS 2005, 368; dies., VuR 2006, 46; Schwab, JuS 2002, 630 [636]; Muthorst, ZGS 2006, 90; Saenger,

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

743

二六

744

Woitkewitsch, VuR 2005, 1.

- 23 Gsell, NJW 2003, 1969; dies., JuS 2006, 203 [204].
- $\widehat{24}$ Wagner/Michal, VuR 2006, 46 [48]; dies., ZGS 2005, 368 [372]; Brömmelmeyer, JZ 2006, 495
- 25 消費用動産売買指令三条 (消費者の権利)⑴売主は消費者に対し消費用動産の交付までに存在したあらゆる契約
- 違反に対する責任を負う。 ②契約違反においては、消費者は、第三項の基準に従い、修補もしくは代物給付による、消費用動産の契約に合致

に関し、代金の相当な減額もしくは契約の解除に向けられた請求権を有する。 した状態を無償でもたらすことに向けられた請求権か、または、第五項および第六項の基準に従い、 当該消費用動産

付を請求しうる。 (3)消費者は、まず、このことが不能でなくまたは不相当でない限り、売主に対し、

修補または代物給付は、 救済が売主にとって他の救済可能性と比較して不当な費用を惹起する場合には、救済は不相当とみなされる。 相当な期間内で、 かつ、消費者にとって著しい不便なしにおこなわれねばならず、その際

消費用動産の種類および消費者が消費用動産を必要とする目的が顧慮されなければならない。 (4)第二項および第三項における「無償の」概念には、 消費用動産を契約に合致した状態を確立するために必要な費

用、 とりわけ、 運送費、 労働費および材料費が含まれる。

⑤消費者は以下の場合に、代金の相当な減額または契約の解除を請求しうる。

消費者が修補請求権も代物請求権も有しない場合、

売主が、 売主が相当な期間内に救済をしなかった場合、 消費者に対し著しい不便なしには救済をなしえなかった場合。

27 $\widehat{26}$ 原田剛「(EC企業法判例研究) EC消費用動産売買指令とドイツ民法第四三九条第四項 契約の解消 (解除)、減額、 給付に代わる損害賠償のことである。

£

(下)」国際商事

法と政治 59巻3号 (2008年10月)

無償の修補または無償の代物給

法務三六卷八号一〇七六頁・同九号一二二三頁(二〇〇八年)。

- (\infty) LG N\u00fcrnberg-F\u00fcrth, Urt. v. 22.4.2005, NJW 2005, 2558
- (A) OLG Nürgberg, Urt. v. 23.8.2005, NJW 2005, 3000.
- 30 Anmerkung Rolf Kniffka). BGH Vorlagebeschl. v.16.8.2006, JNW 2006, 3200 (mit Anmerkung Stephan Lorenz), BauR 2006, 2047 (mit
- 手できる。なお、本判決の内容は、以下、「本判決判決理由」として引用することとする。 Urt. v. 17.04.2008-Case-404/06, NJW 2008, 1433. なお、 本判決の全文は、http://curia.eu.int/en/index.htm から入
- (32) 本判決判決理由第三一節。
- (33) 本判決判決理由第三三節。
- (34) 本判決判決理由第三四節。
- (35) 本判決判決理由第三九節。
- (36) 本判決判決理由第四一節。
- (37) 本判決判決理由第四二節。
- (☆) Lorenz, JNW 2006, 3200 (3203).
- 39 Rheinländer NJW-Editorial, 2008, Heft 20; Lorenz, DAR (Deutsches Autorecht) 2008, 330 (331).

59 巻 3 号

(2008年10月)

- (4) Kniffka, BauR 2006, 2047 (2051).
- 41 まず修補を請求すべきである、とする)。 修補が容易に可能なものであり、これによって注文者に全く損害が残らなくなるような場合には、信義則により、 最判昭和五四年三月二〇日判時九二七号一八六頁。我妻栄『債権各論中巻二』(一九六二年)六三八頁(もっと 法と政治

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

745

第二章 瑕疵のある建物の「権利侵害」性--平成一九年判決

事案の概要

円は後に追加) 和六三年(一九八八年)一〇月にA(建築主)が建築業者Yとの間で、三億六六〇〇万円(このうち、五六〇万 本件で問題となる九階建ての共同住宅・店舗として建築された建物 の報酬額で締結された建築請負契約にもとづいて建築され、平成二年二月末日に完成し、 (マンション) (本件建物という) は、昭 同年三 59 巻 3 号

その後、 同年五月二三日に、Xらは、 Aから、土地を約一億五〇〇〇万円で、本件建物を約四億一二〇〇万円

法と政治

月二日にYからAに引き渡されたものである。

で購入し、その引き渡しを受けた。

その施工者であるYに対しては、請負契約上の地位の譲り受けを前提として瑕疵担保責任にもとづく瑕疵修補費 平成八年七月に、この建物の建築の設計および工事監理をしたYに対しては不法行為にもとづく損害賠償として、 そのことをAに主張し、Yに建て替えないし代金の返還を要求した。しかし、Yはこれに応じなかった。そこで、 ところが、Xらは、平成六年六月ごろ、当該建物にはひび割れや鉄筋の耐力低下等の瑕疵があることを発見し、

万円の支払いを求めて訴えを提起した。(41)

用または損害賠償もしくは不法行為にもとづく損害賠償として、Xが約三億九〇〇〇万円、Xが約一億三〇〇〇

原 審43 は、 審領は、 第一 審判決を取り消し、①Xは、建築主から、Yに対し瑕疵担保責任を追及しうる契約上の地位を譲り YおよびYの不法行為責任を肯定し、Xらに対し七二〇〇万円の支払いを命じた。これに対

(2008年10月)

746

二八

行為責任が成立する余地がある、との一般論を述べ、本件事案では、これらの要件を充足していないと判断して、 帯びる場合、 受けていないとし、 の権利を積極的に侵害する意図で瑕疵ある目的物を製作した場合や、 て当然に不法行為の成立が問題になるわけではなく、その違法性が強度である場合、 瑕疵の程度・内容が重大で、目的物の存在自体が社会的に危険な状態である場合等に限って、 (2)建築された建物に瑕疵があるからといって、その請負人や設計・工事監理をした者につい 瑕疵の内容が反社会性あるいは反倫理性を 例えば、 請負人が注文者等 不法

Xらの不法行為にもとづく請求も否定した。これに対し、Xらは上告した。

上告代理人の上告受理申立て理由は、「第一 事案の概要」、「第二 原判決の判断の問題点」(1

請負契約に

(2008年10月)

建築基準法令の個体性規定や仕様規定に違反し、社会的にみて許容しがたい建物であるか否か』を判断基準にす ける不法行為の成立を『建物が社会公共的にみて許容しがたいような危険な建物になっている』場合に限定する 題点」、から成る。このうち、 基づく瑕疵担保責任履行請求権の譲渡、 不法行為の成立する範囲を不当に制限するものであ」り、「建築行為における不法行為の成立は 最高裁は、「第二の2について」答えている。 2 不法行為の成立要件 3 瑕疵の重大性)、「第三 第二の2の要点は、「建築行為にお 控訴審審理の問 『建物が

最高裁判所の判断

べきである」というものである。

59 巻 3 号

法と政治

き 上告人らの不法行為にもとづく損害賠償請求に関する部分は破棄を免れない、とし、「本件建物に建物とし 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 以下のように述べて、 前述の上告受理申立て理由 (第二の2)で指摘された原審判断部

し。

(1)

建物は、

説

告人らの不法行為責任の有無についてさらに審理を尽くさせるため、 ての基本的な安全性を損なう瑕疵があるか否か、 本件を原審に差し戻し」た(一部破棄差戻

れた建物に建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、 配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠ったために建築さ 契約関係にない居住者等に対する関係でも、 ければならず、このような安全性は、建物としての基本的な安全性というべきである。そうすると、 当該建物の周辺には他の建物や道路等が存在しているから、建物は、これらの建物利用者や隣人、 責任を負うというべきである。居住者等が当該建物の建築主からその譲渡を受けた者であっても異なるところは して当該建物を買受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償 「居住者等」という。) そこに居住する者、そこで働く者、そこを訪問する者等の様々な者によって利用されるとともに、 設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提と 施工者及び工事監理者(以下、併せて「設計・施工者等」という。)は、建物の建築に当たり、 の生命、 身体又は財産を危険にさらすことがないような安全性を備えていな 当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないように ある場合にはそれにより上告人らの被った損害があるか等被上 それにより居住者等の生命、 身体又は財産が侵害 通行人等(以 建物の 法と政治 (2008年10月) 59 巻 3 号

に携わる設計者、

併せて

度である場合、 (2)原審は、 瑕 例えば、 ・疵がある建物の建築に携わった設計 建物の基礎や構造く体にかかわる瑕疵があり、 施工者等に不法行為責任が成立するのは、 社会公共的にみて許容し難いような危険 その違法性が強 ない。

された場合には、

合に限って不法行為責任が認められると解すべき理由もない。」 するという、生命又は身体を危険にさらすようなものもあり得るのであり、そのような瑕疵があればその建物に はない。 任が成立すると解すべきであって、違法性が強度である場合に限って不法行為責任が認められると解すべき理由 性があるとはいえないとする。しかし、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵がある場合には、不法行為責 な建物になっている場合等に限られるとして、本件建物の瑕疵について、不法行為責任を問うような強度の違法 は建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があるというべきであって、 例えば、バルコニーの手すりの瑕疵であっても、これにより居住者等が通常の使用をしている際に転落 建物の基礎や構造く体に瑕疵がある場

Ξ 本件事案の特徴と本判決の論理

1 買主が契約関係にない建築業者を相手にする類型

本判決の理論的検討をする前に、本件事案の特徴と論点を整理しておこう。

(売主)によって新築された建物をその者から買った事案である。このような事案にお

本件事案は、

建築主

理をおこなった建築士に対しても責任追及がなされる類型である。(4) れまでの裁判例では、 ては、買主の責任追及の相手方の可能性は、 売主に対すると同時に請負人に対しても責任追及がなされる類型、 売主に対する責任追及がもっとも典型的であるが、 (1)売主、(2)請負人(施工者)、(3)建築士、の三者が考えられる。こ さらには、前者の類型に加えて工事監 本件事案との関係から関心が示される

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 むしろ、 買主が、 建築主 (売主) に対する責任追及をしないで、 契約関係のない建築士、 請負人に

749

法と政治

59 巻 3 号

(2008年10月)

責任追及をした事案である点に特徴がある。それゆえ、ここでは、直接の契約関係にない相手方に対す(鉛)

る責任追及として不法行為責任が援用されるのが典型であり、同時に、本件事案においても主張されているよう

(売主)の契約上の地位(ないし権利) の承継を前提として債権者代位権構成で責任追及をすること

不法行為構成をとり挙げて検討する。

(2008年10月)

本判決の論理

も考えられる。本稿では、これらの法的構成のうち、(st)

本判決の論理を、 不法行為の要件効果に引きつけてまとめると次のように整理しうる。

等は、 建物は、そもそも「基本的な安全性」を備えている必要がある。それゆえ、建物建築に携われる設計・施工者 建物の有すべき「基本的な安全性」を欠かないように配慮すべき注意義務を負う(以下、便宜上「基本的

て「基本的な安全性」を損なう瑕疵があり、②それにより居住者等の生命、身体または財産が侵害された場合に

安全性配慮義務」という)。それゆえ、①設計・施工者等が、この注意義務を怠ったために建築された建物とし

法と政治

59 巻 3 号

は、 以上の判例の論理を整理すれば、 ③特段の事情がない限り、 ④これによって生じた損害について不法行為により賠償責任を負う。 (建物利用者、隣人、通行人等) であり、

(a)被害者は、居住者等

的被侵害利

益 の侵害との間に因果関係が存在すること(「瑕疵」の存在 (法益) 違反との間に因果関係が存在すること、を前提ないし要件としているといえるであろう。 は、 被害者の生命、 身体または財産であり、〇「基本的安全性を損なう瑕疵」とこれらの被侵害利益 「により」)、④その「瑕疵」と「基本的安全性配慮義

このような論理からすれば、判旨が述べるように、 本件のように、建築主から建物を譲り受けた者が、

害者に入ることは、そもそも全く問題ない。というより、 むしろ、 かかる者の類型を超えた広範な一般化がおこ

後の予測・方向性を見誤ることにもなるであろう。この点は、後に分析するように、本判決が、いわゆる「強度 異にするものであり、どのような意味において「消費者保護」に寄与するものかをよく見定めておかないと、 不法行為の内実は、それまでに本件原審判決や学説において念頭におかれてきた「不法行為構成」とは、次元を なわれている。このことは、後に検討するように、本判決の意義を考えるうえでも少なからず示唆を与える。 の違法性」 本件判決が「欠陥」建物に対して不法行為責任を認めたことを高く評価する向きがあるが、 論を否定したとされることの評価にも少なからず影響する。 本判決のいう つ

- 3 本判決の意義を確認するための問題提起
- 対する不法行為成立の一般的要件を示し、もってこの分野の法解釈に統一性を与えた。この点に意義があるとい 度の違法性」を否定し、そのような「追加的」要件を要することなしに、 間に見解の相違があったこと、とりわけ、不法行為責任を否定する見解において主張されていた、いわゆる「強 のある建物を建築した施工者等に対する不法行為責任の成否につき、本判決の原審判決をはじめ下級審の判断 以上のように整理する場合、本判決の意義は次の点にあるといえるであろう。すなわち、これまで、 瑕疵のある建物を建築した施工者等に

59 巻 3 号

(2008年10月)

法と政治

実践的な意義を規定する場合、 をもたらすか、といえば、必ずしもそのようにはならない点にも注意しておく必要がある。この点が、本判決の しかし、 以上の意義が、 その評価において困難を伴う点であろうと考えられる。その意味で、この点を見 例えば、本件のような個別の事案において、必然的に原告 (買主) に有利な結果

えるであろう。

誤らないための理論的考察をするのが、

本稿の重要な課題でもある。

751

三四

752

いてどれほどの意義があるのか、ということにも関連する。この点を裏から言えば、そもそも、 それは、 まず、 本判決が、本件原審判決にいう「強度の違法性」論を否定したことに、本件のような場合にお 本判決が瑕疵

益論 ある建物に対し一般的に不法行為責任の成立可能性を認める論理との関係で浮かび上がるのが、 (後述) との関係である。すなわち、 契約上ないし契約法上の責任 (瑕疵担保責任)において追及されてき 契約 (2008年10月)

そして、筆者は た内容を不法行為責任において追及することができるのか、という問題と表裏をなしている、ということである。

この点を明らかにするためにまず、少なくとも、これまで瑕疵のある建物に対する責任追及において不法行為 最高裁がこの命題を提示したことにより、この点をより明確にしたと考えるのである。

59巻3号

法と政治

構成が援用されてきた実践的意図、その克服の方向性、これらが積み残した課題、 て理由との関係等を検討しておく必要があろう。以下、 必ずしも論理的順序とはいえないが、 本判決の論理と上告受理申立 項を改めて上記の

四 諸論点の分析

論点について分析しておくことにする。

1 論点(一)――「強度の違法性」論の否定

るものであると推測される。(50) べき見解が主張されてきた。 行為構成を否定する見解としては、これまで、本件原審の述べるような、 さて、本件のような事案において、 もっとも、このような「強度の違法性」論も、すでに主張されていた見解に依拠す 買主から施工者等に対して不法行為責任を追及する場合、このような不法 いわば 「強度の違法性」 論とでもいう

う事案についてではあるが、これを肯定するものも存在していた。(fi) 支出した場合、 の裁判例の中には、 かに、この点に平成一九年判決の重要な特徴がある。 これに対し、 最高裁判所は、 修補に要した財産的出捐を製造者に対し不法行為にもとづく損害として賠償請求できるか、 製造者と直接契約関係に立たない中間業者が、 上記のように述べて、不法行為構成における「強度の違法性」 もっとも、「強度の違法性」論が主張される以前の下級審 買主から修補費用を請求され瑕疵修補費用を 論を否定した。 とい 確

造者において故意又は過失により、か、る瑕疵ある商品を製造したのであれば、右瑕疵の修補に要した費用は製造者 瑕疵が原因となって消費者又は利用者が人的又は財産的損害を蒙むることを客観的に予見することができる場合、 "消費者又は利用者が商品を買受けたところ、商品に瑕疵があり、その瑕疵を修補することなく使用するときは右 製

起する瑕疵のある建物を建築してはならない注意義務を負っていることは条理上当然であり、これに違反して建物を ころで、 益追及によって蒙むる被害から保護することを図った製造者責任論の目的を全うすることができるからである。 商品として社会的に流通させることを阻害することになるし、そうすることによって、 者又は使用者に転売するため自らか、る瑕疵を修補した場合も同様というべきである。そうでなければ商品を健全な ……建築基準法その他の法規に従って工事を施工し、 の不法行為による損害として製造者に対し損害賠償請求できるというべきである。そしてこのことは中間業者が消費 建築業者が居住用の建物の建築を請負った場合、 火災や人の生命身体に対する危険ないし衛生上有害な状態を惹 請負契約の本旨に従って工事を施工すべきことはもちろん、 消費者――般市民を企業の利 法と政治 卷3号 59 (2008年10月)

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

そしてか、る損害を蒙ることを客観的に予見することができる場合に予め瑕疵を修補することに要した費用につ

いわゆる製造者責任として不法行為による損害賠償責任を負うべきであ

人の生命、

身体を害

建築したため、

建物の使用者が右建物を居住使用することによって火災その他の事故が発生し、

或は財産的損害を発生せしめたときは、

753

ても同様に賠償義務がある」と (傍線は引用者)。

眼は、 て「被侵害利益」といえ「損害」といえるか、ということである。このことを確認したうえで、これらの要件論 ある建物の建築をもって「過失」行為と評価されるか、 追及している、 完全履行責任 ここに引用した、 当該建物の瑕疵自体に関する修補に関連するものである。すなわち、 (あるいはその特則)、瑕疵担保責任において追及されるべき責任内容を、不法行為責任において ということである。この場合、 下級審判例が典型的に述べているように、 不法行為責任の追及において重要とされる要件としては、 当該建物の瑕疵を修補する費用 瑕疵のある建築物に対する不法行為責任追及の主 契約責任において追及されるべき不 (瑕疵修補費用) 瑕疵の

·契約責任·不法行為責任峻別論(以下、峻別論

法と政治

59巻3号

の問題を別の角度から確認しておこう。

(--)峻別論の内容

論が、 景にある。 論の前提には、 とその課題を正確に把握できないからである。 すなわち、 いかなる論理にもとづいて主張されているのかということを、いまいちど明確にしておかなければならな この点を少し敷衍しておこう。 本判決の法解釈論的意義を吟味するためには、まず、この判決が否定したとされる「強度の違法性」 売主 強度の違法性論」 /請負人の契約責任 の理論的基礎である。そうでなければ、 (瑕疵担保責任・不完全履行責任)と契約責任との、 かかる観点から、その結論を先取りしておけば、「強度の違法性 本判決の不法行為構成の いわば峻別論が背 理論的意義

754

三六

容との不一致ないし物の「品質・性能」に関するものである。したがって、このレベルでの責任追及は、 (1)とも関連しているが、この点を要件論のレベルでいえば、 利益」の問題である。それゆえ、このような修補費用賠償は、不法行為責任の対象外である みていた。(1)修補費用賠償 構成により当該費用を請求する場合の理論的障害として、要件論と効果論のレベルにおいておおよそ二つの点を を模索するなかで、より広く「修補」費用請求の法的構成問題の若干の分析をした際、買主/注文者が不法行為 かつて筆者は、下級審の裁判例を手掛かりとして、不動産の買主/注文者の、建替え費用相当額賠償の可能性 (効果論) は、 売主/請負人の契約責任 修補費用が前提となる瑕疵は、当事者の合意した内 (瑕疵担保・不完全履行)レベルでの「契約 (契約利益論)。 (2)

被らせないような高度の注意義務は発生しないといい、そこから、 特定多数の潜在的買主に対して不測の損害 任においてなされるべきものである、と。 問題となっている瑕疵が、生命、身体等 (生命、身体等 (完全性利益) に重大な危険を及ぼす程度のそれ) (完全性利益) に重大な危険を及ぼすような瑕疵でない場合には、 例外的にこのような場合に不法行為責任が肯 不 (2008年10月)

峻別論が念頭におく類型

のである。 (53)

定されるためには、

売主の欺罔、

害意などの特段の事情が必要であるという、「強度の違法性」

論に至るという

59 巻 3 号

必ずしも、

法と政治

うな場合を念頭においていたものではなく、修補費用一般について、不法行為構成による請求の可能性を考えて て替えを必要とするほどの重大な瑕疵 以上の整理からも看て取れるように、峻別論が当初において前提としていた類型は、 (本判決との関連でいえば「基本的安全性を損なう瑕疵」) が存在するよ

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

755

たのである。 この点を見落としてはならないであろう。というのも、このような認識は、これまでの日本法の

請負人の 解釈論においては、 っていたからである。この点を、売買の場合と請負の場合とで、「瑕疵修補」の規範的意味の相違、 一瑕疵担保責任におけるそれとは、 同じく「瑕疵修補」ないし「瑕疵修補費用」といっても、売主の担保責任におけるそれと その規範的意味内容を含め、法的な存在意義ないし機能が大きく異な そこからさ

(2008年10月)

不法行為構成を援用する意味が異なるという観点から、項を改めて説明しておこう。(ムイ)

三 不法行為責任構成の機能の相違

えない。また、仮に、 害賠償の側 説からも信義則 すでに瑕疵修補請求は通説化しているといってよいが(契約責任論からは完全履行請求権から当然に、法定責任 認められうるかという点が、長らく議論されてきたことは周知のところである。この点につき、学説においては これまでの議論や下級審における裁判実務においても、 かの問題とも関連し、 ては、これまで瑕疵修補一般について肯定するという立場が一般化しているというわけではなかった。これを損 (ここでの主眼は特定物 「信頼利益」 面からいえば、 売主の瑕疵担保責任としては、買主の「瑕疵修補」請求を明文上規定していない。そこから、 取引慣習、 「信頼利益」賠償に一般の修補費用は含まれるとしても、そこからさらに「建替え費用 現在においても、 概念の曖昧性に問題の本質があったのであり、 売主の瑕疵担保責任の法的性質という彼の問題とは必ずしも直接リンクしたものでは 損害賠償の方法、当事者の合理的意思などを根拠として)、下級審の裁判例に (住宅) の瑕疵修補許否)、瑕疵修補費用は、「信頼利益」なのか 明確な結論が出ているとは必ずしもいえない状況にあるといってよい。 一般的に、 瑕疵担保責任として、買主の瑕疵修補請求が 現在でもこの点が克服されているとは思 「履行利益」なの

法と政治

59 巻 3 号

対して目的物の瑕疵を理由とした責任を追及する場合がある。そこで、 まで含まれるとは考えられていなかった。さらに、不動産の転売類型において、(56) これらの場合に援用されたのが、 直接の売主ではなく元の売主に 契約関

係にない施工者を相手とした不法行為責任の追及であったといえる。

項本文)。したがって、ここでの解釈論上の課題は、瑕疵修補の範囲、 これに対し、 請負における瑕疵担保責任においては、 注文者の瑕疵修補請求権が規定されている すなわち、建て替えが認められうるか、 (六三四条

というものであった。これを損害賠償の側面からいえば、 「履行利益」までを含むとするのが通説であり、 問題は、その先の、建替え費用相当額賠償もこの履行 請負における瑕疵担保責任においては、 損害賠償の範 行利

益に含まれるのか、というものであった。そして、これに対しては、すでに、 平成一四年判決の検討の際に指摘

という構図が存在するのに対し、買主の場合には、

建替え費用を含めた瑕疵修補費用一般につき、

契約責任の相

法と政治

益 の建替え費用相当額賠償を主たる内容とし、契約責任(担保責任)の不安定性を背景とした不法行為責任 額賠償の可能性を模索して構成されたのが、請負人に対する不法行為責任構成だったのである(「修補」「履行利 しておいた理論的「桎梏」が存在した。そこで、請負契約においては、その「桎梏」を回避し、 以上から明らかなように、 (費用)との関係の不安定性)。 施工者に対する責任追及は、注文者の場合には、 瑕疵修補費用のいわば極限として 建替え費用相当 の追及 59 巻 3 号 (2008年10月)

的に不法行為構成に依拠せざるを得ない 手方たる売主に対する瑕疵担保責任の不安定性を背景とし、しかも、 加えて、 以上の二つの類型は、 (債権者代位権構成、 注文者の責任追及の類型では、 地位の承継構成をとらない限り)という事情が存 本来契約関係が存在しないことから、 注文者の施工者 (請負人) に対する

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

責任追及は、 典型的な (同一主体間の)請求権競合の問題が生じるのに対し、 買主の責任追及の類型 (本判決も

いわば異主体間における請求権競合を生じうる事態であると考えられる。

この点をどのように考えるべきなのか。これが、本判決の論理を分析し、評価する場合の一つの視点を提供す

性が生じる。この点は、注意しておく必要がある。 新築住宅に関しては、建替え費用相当額賠償に関してこれまで議論されてきた問題は、同じように妥当する可能 例として、売主に対しても瑕疵修補責任が明文上認められるに至っている(同法九五条一項)。ここからすれば、 住宅品質確保促進法の制定 (平成一一年法律第八一号) により、とりわけ、新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特

――峻別論を克服するための論理とその問題点

契約利益論 (損害論

する以前までは、次のように考えてきた。 む)は、不法行為の要件論における「損害」に含まれるか、という問題となる。筆者は、平成一四年判決が登場

以上のように考えると、不法行為構成との関係でこの問題をとらえた場合、広義の修補費用

(建替え費用も含

う点にある。この観点から考えた場合、問題となるのは、売主の瑕疵担保責任の場合には、とりわけ「信頼利益」 に関係し、それゆえ契約不実現段階の問題であるというのであれば、それは契約責任で処理すべきである、とい この場合、 損害項目として修補費用を立てることになるが、そこでの理論上の問題は、修補費用は

住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、住宅品質確保促進法)による変化(もっとも、以上のうち、 59巻3号 (2008年10月) 法と政治

象から除外されているものの、 法行為においては、これまで、 害」であるということになり、 と修補費用との関係であり、 「瑕疵損害」と「瑕疵結果損害」との対比で眺めた場合、「契約利益」に関わるものが「瑕疵損 請負人の担保責任の場合には、とりわけ 製造物責任として問題とされる損害の主要な対象は、この「瑕疵結果損害」の場 相当因果関係の問題として処理されてきたものでもある。(60) 「瑕疵結果損害」は、わが国おいては、 「履行利益」と建替え費用との関係である。 拡大損害の問題とされ、 なお、 不動産はその対 債務不履行や不

合である。 (61)

は 囲に含めることが可能となる、別の言い方をすれば、契約責任と不法行為責任との競合は問題とはならない 後者の場合の建替え費用は、給付利益とは関係ないものとして、不法行為構成によってこれらの費用を賠償の範 という疑念が生じうる。もし、そうであるとすれば、少なくとも損害論のレベルでは、 「履行利益」に含まれないとしよう。そうすると、それらは、もやは「給付利益」とはいえないのではないか、 前者の場合の修補費用 可 59 巻 3 号 (2008年10月)

これらの点につき、仮に、前者において修補費用は「信頼利益」に含まれないとし、後者において建替え費用

性が生じる。

任追及は脱落してもよいのではないか、とも考えられるのである。 降においては、 ものとして建替え費用相当額の賠償責任を負担する、というのであれば、少なくとも、 以上の論理からすれば、 この文脈において、後者の建替え費用と関連性を有すると考えられる平成一四年判決が登場することになる。 契約利益論 請負人が重大な瑕疵により民法六三四条二項にもとづき、「契約の履行責任に応じた」 のレベルにおいては、少なくとも、「仮託構成」としての不法行為構成に依拠した責い、、、、、、 平成一四年判決が出て以

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

法と政治

(\Box) 瑕

もっとも、 より問題となるのは、瑕疵に関連した要件論である。そこで、この点に関し、筆者はかつて、 (2008年10月) 760

を含む瑕疵の存在は、 され得るのではないかという推測が可能となる。/この点で問題となるのが、特に、 概念』を含む性質のものとに分けられ、 である。そうであれば、ここでは、瑕疵概念は主として『品質・性能』そのものが問題とされる場合と、『欠陥 すなわち、ここでの、『瑕疵』概念が製造物責任法にいう『欠陥』概念の内実を取り込んだものとなっているの すでに、 設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、 判断基準として、 他の財産への侵害の危険を内包した性質を有している、ということである。この点は、たとえば、 取り上げた大多数において問題となっていた、 為義務違反との関係をどのように考えるか、が問題となる。/その前提として、留意しておくべき点は、本章で て過失 である ように述べておいた。少し長くなるが、 仮に、不法行為責任構成が可能であるとした場合、当該目的物の瑕疵、および、過失の具体的内実である行 (第一条)ことから、これに照らして瑕疵が認められる場合には、その建築物における『瑕疵』概念には、 (客観的行為義務) 物の 『品質、 建築基準法上の規定が援用される場合に端的に現れる。建築基準法が『建築物の敷地、 すでにそのことにより過失が肯定される前提となり得るのか、 性能』という内実を超えて『安全性』という要素が当然に入り込んでいる、 をいかなるものとして設定するのか、である。 本判決の論理と比較のためにも、関連する個所を引用しておこう。 後者の場合においては、その違法性や責任 土地および建物の瑕疵は、 健康及び財産の保護を図』ることをも目的としたもの それが人の生命、身体、 換言すれば、ここでは欠陥概念の内実 (過失) も、 が問題となる。本章でとり 建築物の瑕疵の質に関連し より容易に肯定 とい 建物の瑕疵の 健康あるいは

法と政治

59 巻 3 号

四二

となるところ、 ここでは、その前提として、『侵害行為』としていかなるものを想定しているのか、ということがそもそも問 あげた裁判例の多くは、 (結果回避義務)を肯定することにより、過失を認定し、不法行為責任を肯定する、という構成をとっている。 売主においては、瑕疵ある建築物を売却したこと(流通においたこと)、請負人においては、 瑕疵を発生させないような、予見義務 (事前の調査義務)、それを前提とした行為義務 瑕

ては、 常の品質・性能を意味するものであり、それを超え、完全性利益との関係での安全性にまで及ぶ「瑕疵」につい 触しないという問題意識にもとづき、瑕疵の内実を類型化することにより、契約利益論が前提とする瑕疵は、 ここでは、まず、仮に不法行為構成により「建替え費用」を請求したとしても、 もはや契約利益論の拘束を受けないことを主張しようとしている。この点を、より明確に示すために、製 先に検討した契約利益論と抵 通

疵ある建築物を建築したこと、をもって侵害行為としている、といい得るのか。」と。

を必要とする。そこで、つぎに、請負人のいかなる行為をもって、不法行為上の過失(行為)と評価しうるのか、 実は製造物責任法が予定する「欠陥」)の存在自体により責任が肯定されるものではなく、故意または過失行為 造物責任法における「欠陥」概念を援用しているのである。もっとも、製造物責任法が不動産を対象としていな いことは当然のこととして措き、民法の不法行為責任である以上、「瑕疵」(以上に検討したように、ここでの内

59 巻 3 号

(2008年10月)

論点 回回 峻別論を克服する論理の陥穽 ということを問題としていた。

しかし、以上のような、「峻別論を克服するための論理」には、現時点から振り返ると、 吟味の不充分さない

し欠落が存在している。 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 いうまでものなく、それは、「損害」 論の側面である。 つまり、 一方では、 建物の瑕疵

761

法と政治

瑕疵は、それが人の生命、身体、健康あるいは他の財産への侵害の危険を内包した性質を有している」として との関係での過失 品質を超えた「安全性」を指摘しつつ、他方では、損害論において、当該瑕疵ある建物自体の (行為) 論においては、正当にも、それを「欠陥」概念に引きつけつつ、「土地および建物の

存する。 つまり、 この段階では、「被侵害利益(法益)」・「損害」に対する分析が不足していたといわざるをえない。 59巻3号 (2008年10月)

建替え費用をもって履行利益賠償の範囲外であるという前提のみから、不法行為上の「損害」と考えている点に

用をもって「損害」と評価することを、 性利益)に対する安全性にかかわる瑕疵のある建物自体を「被侵害利益」ないしそれを回復するための建替え費 前提としたものとなっているからである。

た)ことからも明らかである。このような発想自体が、より本質的に言うならば、人の生命、身体、

財産

(完全

法と政治

認められれば「仮託」としての不法行為構成は不要となる、とすることを念頭においていた(ないし展望してい れは、既に述べたような、建替え費用相当額賠償が、平成一四年判決により「契約の履行責任に応じた」ものと

性については、「被侵害利益」論、「損害」論の検討が、さらになされねばならないことになる。 以上の論理からすれば、「基本的な安全性を損なう瑕疵」が問題となる建物における不法行為責任の成立可能

論点(五 上告受理申立て理由との関係での本判決の論理再考

立を『建物が社会公共的にみて許容しがたいような危険な建物になっている』場合に限定するのは、不法行為の の2に対して答えているものである。 そこで、この点に着目し、改めて本判決の論理を吟味してみる必要がある。判旨は、上告受理申立て理由第二 その要点は、 次のようなものであった。「建築行為における不法行為の成

体性規定や仕様規定に違反し、社会的にみて許容しがたい建物であるか否か』を判断基準にすべきである」とい 成立する範囲を不当に制限するものであ」り、「建築行為における不法行為の成立は 『建物が建築基準法令の個

益論・損害論は、 の第二の2に対して答えている判旨もまた、この点に関してのみ答えている、とみるのが素直である ここでの要点からすれば、ここでも、不法行為成立論における主眼は、「瑕疵」(「過失」)論である。 むしろその存在が当然に前提にされているもののようである。それゆえ、上告受理申立て理由

そこで、判旨はこの点を踏まえて、不法行為の成立要件をより一般的に定立し、しかも、被侵害利益について

は、「それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合」、とし、損害については、「これによって生

該瑕疵ある建物自体を含むという論理を読み込むことが、この段階で何らかの論理を媒介にしないで果たして可 点は、「バルコニーの手すりの瑕疵であっても、これにより居住者等が通常の使用をしている際に転落するとい じた損害」というのである。ここにおける「生命、身体」は明らかに「完全性利益」に関するものである。この 生命又は身体を危険にさらすようなものもあり得る」、という記述からも明らかである。「財産」 のみが、当

能であろうか。それは、いかにも苦しい。

そうだとすれば、生命、

ならざるをえないであろう。むしろこの場合に、「生命、身体、財産」のうち、なにゆえに財産のみが、瑕疵か 通行人等を含む広範な「居住者等」が想定されていることからも明らかである。判旨の論理からすれば、 瑕疵のある当の建物が入るのかの説明もつかないであろう。この点は、さらに、 身体と同じく、ここでの「財産」もまた、瑕疵のある建物以外の財産、 被害者として、

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

四五.

ということに

3号

59 巻

(2008年10月)

法と政治

764

瑕疵のある建物の譲受人(買主)も、「居住者等」の一類型にすぎない、ということにならざるをえない。 (64) 論 説

論点(六) ――民法七一七条の工作物責任と関連づけた議論

ろう。この点に関連して、本判決を、民法七一七条の工作物責任と関係づける注目すべき見解がある。本判決は、 みその意義を明確にした、すなわち、「強度の違法性論」を否定し、より一般的な要件を定立したといえるであ 以上からすれば、本判決は、不法行為の成立要件のうち、建物の瑕疵に関する部分における要件論に関しての

(2008年10月)

民法七〇九条の不法行為責任構成によったとしても、 任を負うことを基礎づけることは、残念ながらできない。むしろ、本件のような場合を民法七一七条の土地工作 物責任と関連づける場合には、被侵害利益(法益)、損害論のレベルでは、かえって、現行民法体系上、たとえ たく同感である。もっとも、 「民法七一七条を意識し」「建物の安全性の確保」を明確にした点を評価するものであり、その点は筆者もまっ - ここで問題とした、瑕疵のある建物自体を被侵害利益とし、そのための修補費用をもって買主が損害賠償責 論者も自覚していることであろうが、民法七一七条による工作物責任をもってして 建物の基本的な安全性を損なう瑕疵のある建物自体を被侵

法と政治

59巻3号

されているからである。つまり、この場合、 であり (民法七一七条一項)、ここでは、他人の生命、 よって他人に損害を生じた」場合に、工作物の占有者ないし所有者が「被害者に対してその損害を賠償する責任 というのも、 土地工作物責任は、現行法上はあくまで、「土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることに 瑕疵のある土地工作物は、いわば危険源であり、 身体、 財産などの完全性利益が侵害された場合が前提と 人の行為による一

ろう。

害法益とし、瑕疵を除去するための修補費用をもって損害とすることができないことを炙り出すことになるであ

般的不法行為責任とは異なり、物についての不法行為を認めるもので、 瑕疵のある工作物は危険源であるものの、

これ自体を被侵害利益とは前提していないのである。

利益に対する侵害があり、その結果、損害が発生したことが前提となっているのである。 の関係にあるとされている。しかし、この場合も、あくまで、設置または保存に瑕疵のある工作物から、完全性(67) 占有者以外にも、 説は、施工者のように原因を与えた者の不法行為責任(民法七〇九条にもとづく)を認め、被害者は、所有者、 のような施工者)に対して求償権が認められている(民法七一七条三項)。また、この規定の前提として、多数 確かに、 工作物責任の規定には、所有者、 この者に対して不法行為責任を追及することができ、両者は、これらの者の責任は不真正連帯 占有者が賠償した場合には、 瑕疵等に原因を与えた者(まさに本件

まさに、 現行法上は、瑕疵のある工作物が存在していること自体に対して不法行為法上の救済を求めることは

(2008年10月)

予定されていないと言わざるをえないのである。

五 小括 本判決の意義と射程

以上の分析をもとにして、改めて本判決の意義を整理し、その射程を明確にしておこう。

級審の裁判例において不統一であった、その点を統一した点にある。第二の意義は、その場合、 肯定されうるか、仮に肯定されうるとして、それはいかなる要件のもとで肯定されうるのかについて、学説や下 1 本判決の意義は次の点にあろう。 第一の意義は、これまで、 瑕疵のある建物の施工者等の不法行為責任が 施工者等の不法

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

行為責任が認められることを確認したこと、および、その場合の要件として、一方で、「強度の違法性」

四七

論を排

765

法と政治

59 巻 3 号

本的な安全性を損なう瑕疵」 他方で、 施工者等に 「建物のとしての安全性配慮義務」を設定したこと、この義務違反により建物 が存在すること、それ (瑕疵)によって完全性利益が侵害されたこと、これによっ 0 基

四八

て損害が生じた場合に不法行為が成立することを明確にした点にある。

場合には、「安全性配慮義務」違反 義務」と法益侵害との間に「瑕疵」 も義務違反により法益侵害があり、 害→損害の発生、という図式がとられている。この図式は、一見すると、「瑕疵」から法益侵害が発生し、 に「建物の安全性を損なう瑕疵」の存在が前提にされている点に特色がある、といえるであろう。つまり、「安 益侵害がありそれによって損害が発生した場合に不法行為責任を認めるものではなく、 工者等に「建物の安全性への配慮義務」があることを明確にした点にある。しかも、このような義務違反から法 全性配慮義務」 このような整理からすれば、 損害が発生したものであるもののようにみえ、製造物責任を認めるもののようである。 違反 (過失)→法益侵害→損害の発生、ではなく、「安全性配慮義務」違反→瑕疵の存在→法益侵 本判決の重要な意義は、 (過失)が推定されるということになるであろう。この点も重要な意義であ(過失)が推定されるということになるであろう。この点も重要な意義であ 損害を発生させるという一般不法行為の定式を前提とすると、「安全性配慮 の存在を介在させることにより、「建物の安全性を損なう瑕疵 建物の有する属性および社会的性格からして、 義務違反と法益侵害の間 しかし、あくまで が存在する その [: 施

法と政治

59巻3号

(2008年10月)

本判決は直接に言及するものではないと考えられる。 これに対し、以上の指摘からも推察されるところであるが、被侵害利益のなかに 瑕疵がある建物自体が含まれるか、したがってまた、瑕疵修補費用が むしろ、「瑕疵」によって侵害された「生命、 「損害」であるのか、について、 (建物の基本的な安全性 身体又は財

る。

としての「財産」には含まれないことになる。 産」という、 本判決の定式化からすれば、 問題となっている「瑕疵」 換言すれば、 瑕疵のある物 のある建物自体は、 (建物) の所有権を獲得させる行為は 原則として被侵害利益

当該建物の所有権侵害ではない、ということになる。

- 41 および建物に設定されていた抵当権が実行され、競売により第三者に売却された。 その後、 Xらは売買契約の際に融資を受けた銀行への返済が困難となり、 平成一 四年六月に、 本件土
- $\widehat{42}$ 大分地判平成一五年二月二四日民集六一巻五号一六九九頁の参考判例。
- $\widehat{43}$ 七頁)。 福岡高判平成一六年一二月一六日民集六一巻五号一六九九頁の参考判例、 金融・商事判例一二八〇号二〇頁 $\widehat{=}$
- 45 $\widehat{44}$ 東京地判昭和四六年一二月九日金融・商事判例三〇〇号五頁、東京高判昭和五〇年六月三〇日判例タイムズ三三 原田・前掲三〇〇頁~三〇四頁(表)、三〇八頁~三〇九頁、三一七頁~三一九頁の整理を参考にしている。
- 二六日『消費者のための欠陥住宅裁判例 ○号二八七頁(前者の控訴審)、 一月二七日判時一三六五号七九頁、大阪地判平成三年六月二八日判例時報一四〇〇号九五頁、神戸地判平成九年八月 横浜地判昭和六〇年二月二七日判例タイムズ五五四号二三八頁、 [第1集] 四〇頁、 神戸地判平成九年九月八日判例時報一六五二号一一四 東京地判平成二年

(2008年10月)

- 地判平成一二年一〇月一六日。 ための欠陥住宅裁判例[第1集]』八四頁、 頁、大阪地判平成一〇年七月二九日金融・商事判例一〇五二号四〇頁、 大阪地判平成一二年九月二七日判例タイムズ一〇五三号一三八頁、 大阪地判平成一〇年一二月一八日 『消費者の 京都 59 巻 3 号
- 46 地判平成一二年一〇月一六日。 ための欠陥住宅裁判例 大阪地判平成一〇年七月二九日金融・商事判例一〇五二号四〇頁、 [第1集] 八四頁、 大阪地判平成一二年九月二七日判例タイムズ一〇五三号一三八頁、 大阪地判平成一〇年一二月一八日 『消費者の
- $\widehat{47}$ 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 本件建物(マンション)は建築主が請負人 (建築業者) から、 建物が完成したとして引き渡しを受けた時 四九 (平成

法と政治

768

三年三月二日) (建築主)に対しする責任追及をしないで、建築業者に対する責任追及をしたのか。この間の事情につき、 の形態をとっているものの、実質的には「新築住宅」の売買である。にもかかわらず、原告はなにゆえに売 から約二ヶ月半過ぎ (同年五月二三日) に売買契約を締結し、 同日引き渡しを受けたものであり、 幸田雅

特殊な事情がある」と指摘している。もっとも、 が通常であるが、こうした経緯から、契約関係になかった建築業者と設計事務所らを直接、被告として訴えたという を受けていた」という。それゆえ、「本来ならば売買契約に基づいて瑕疵担保責任を負う『売り主』を被告とするの 弘「欠陥住宅訴訟 おこなわれたものの、原告らは、「完成前から建築現場の進行状況の説明を受けるなど、建築会社から『施主』扱い 「建築途中から、『建築中物件』として売りに出され」、売買契約は上記のようにマンションの完成した約二ヶ月半に -施工業者の責任を認める」法学セミナー六三八号一八頁によると、本件建物(マンション)は、 推測の域を出ないが、 第一審判決によれば、売主の担保責任追及と

(2008年10月)

59 巻 3 号

法と政治

48このような論理は、すでに、前掲の、 この部分は、その他の上告受理申立て理由が上告受理の決定おいて排除されため、上告棄却されている。 東京高判昭和五〇年六月三〇日判例タイムズ三三〇号二八七頁、 神戸地判

の関係では除斥期間の問題が関係していないでもない、とも考えられる。

平成九年九月八日判例時報一六五二号一一四頁、大阪地判平成一二年九月二七日判例タイムズ一〇五三号一三八頁に

50 いて採用されていたものである。この点については、 後藤・前掲一○八頁。ここでは、 弁護士費用の賠償を認めたことに疑問を呈するという文脈のなかで述べられ 原田・前掲三一七頁~三一八頁を参照されたい。

いるが、そこでの論理が一般化され、「請負人が瑕疵ある建物を建築した場合でも、 る意思で瑕疵ある建物を建築した場合等、 特段の事情がない限り、請負人は、不法行為責任を負うものではないと解 注文者の権利を積極的に侵害す

すべき」である、

とされている。

な紹介をしている。

51 和五〇年六月三〇日判夕三三〇号二八七頁)で、覆されている。なお、 前掲・東京地判昭和四六年一二月九日金融・商事判例三〇〇号五頁。 原田 もっとも、 ・前掲二三三頁~二三七頁に事案の この判決は、 控訴審 東京高判

- 原田 ・前掲三〇七頁~三三一頁。
- 九頁 原田・前掲三一六頁~三一七頁、 (原田 ・前掲二四一頁で紹介)。 三二一頁~三二三頁。東京高判昭和六一年二月二七日東高時報三七巻一~三号
- (54) この点を、筆者は、 として、瑕疵担保責任の除斥期間の経過による不法行為責任の追及の必要性についても触れているが、本稿ではこの 責任構成を問題とする前提的法状態」として、言及しておいた。もっとも、そこでの指摘は、両者において(特に売 買の場合)、建替え費用相当額賠償の可能性という文脈において述べている。また、そこでは、両者に共通する場合 原田・前掲三二六頁~三二八頁において、売買の場合と請負の場合とに区別し、「不法行為
- 55 星野英一「瑕疵担保の研究-——日本」『民法論集第三巻』(一九七二年)所収一七一頁(二二六頁~二二九頁)。

点には触れない。

- 56 原田・前掲二二五頁 (三二七頁)。 原田・前掲三一三頁。 栗田哲男『現代民法研究(3)』(一九九八年)三四四頁(三四七頁、三五○頁・注(12))。 (2008年10月)
- 宅品質確保促進法の特例も同様に考えられるのかという点が、理論的には解明されねばならない。 もっとも、 民法六三四条の「修補」に建替えを含むと考える理論的根拠として、履行請求権を援用する場合、 住
- 59 北川善太郎『消費者法のシステム』(一九八〇年)一六〇頁。 原田・前掲二二七頁。
- 60 我妻栄『新訂債権総論』(一九六四年)一五六頁。
- 原田・前掲二二六頁、二三〇頁(注(4))。
- $\widehat{62}$ 原田・前掲三二八頁~三二九頁。
- 囲を超えている場合に所有権侵害がある、として、 上告受理申立て理由は、確かに、建物の安全性の低下により、建物の価値低下をもたらし、それが社会的許容範 所有権侵害を理由とした被侵害利益論・損害論を展開している。

法と政治

59 巻 3 号

(過失論) にあるといいうる。

しかし、その主眼は、あくまでも本文に記した瑕疵論

64 建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 この点で、 本判決が、 瑕疵修補費用相当額の損害が既に発生していることを前提とする判例時報一九八四号三四

769

説 五

頁 よびこれに賛同している思われる若干の判例評釈とは、 判例タイムズ一二五二号一二〇頁、金融・商事判例一二八〇号二〇頁にある無署名の解説 本判決の評価について立場を異にする。これに関し、 (すべて同一内容) 明確に お

る平野裕之・民商法雑誌一三七巻四・五号四三八頁(四五二頁)がある。 明言するものではないが、本判決の判旨が、完全性利益を前提にしているのではないか、 の懸念を表明しつつ評釈す

 $\widehat{65}$ 花立文子・私法判例リマークス三七号四八頁(五一頁)。なお、鎌野邦樹・NBL八七五号四頁 (一五頁) は、

66 "買主以外の第三者に対する不法行為責任」に関連して、七一七条の土地工作物責任に言及する。 前田達明『民法Ⅵ2(不法行為法)』(一九八○年)一六六頁、四宮和夫『不法行為』(一九八五年)七四七頁。

幾代通=徳本神一『不法行為法』(一九九三年)一七二頁、吉村良一『不法行為法[第3版]』(二〇〇五年)二

59 巻 3 号

(2008年10月)

770

68 には、そのような危険を生じさせた何らかの具体的な機械的、物理的、化学的原因(欠陥原因)が存在するはずであ 合には、製造者に過失のあったことが推認されると解すべきである。けだし、製品が不相当に危険と評価される場合 七頁 四九三号二九頁である。同判決は、「製造物責任について特別の立法がなされていない以上、現行不法行為法の原 この点で参考になるのが、いわゆる「ナショナルテレビ発火事件」に関する、大阪地判平成六年三月二九日判時 利用者は、 製造者の故意または過失を立証しなければならないが、製品に欠陥のあることが立証された場

るが、 置かれた場合、 う限り、 が存在した蓋然性が高いというべきであるし、さらに、 一般に流通する製品の場合、 欠陥原因の存する製品が流通に置かれるということは通常考えられないから、 設計、 製造の過程で何らかの注意義務違反があったと推認するのが相当だからである」という。 利用する時点で製品に欠陥が認められれば、 製造者が安全性確保義務を履行し、適切に設計、 欠陥原因のある製品が流通に 製造等を行

でいない以上、現行不法行為法の原 法品に欠陥のあることが立証された場 法品に欠陥のあることが立証された場 法品に欠陥のあることが立証された場 法の(欠陥原因)が存在するはずであ 流通に置かれた時点で既に欠陥原因 を履行し、適切に設計、製造等を行 から、欠陥原因のある製品が流通に から、欠陥原因のある製品が流通に から、欠陥原因のある製品が流通に

結びに代えて

以上、 平成 四年判決および平成一九年判決につき、若干の理論的検討をおこなってきた。 最後に二つの最高

検討の方向性を示しておくこととする。

追完の場合における不当利得論

裁判決における新たな課題について要約をし、

- まず、追完までに瑕疵のある物を利用した場合の利用利益の返還については、契約解除の場合の原状回復
- (この場合は双方が返還) と異なり、利用利益の返還の必要はないと解される。

それでは、追完として瑕疵のある物に代えて新規の物が交付され、あるいは新規の製作がなされた場合は

(2008年10月)

当利得しているのではないか、という問題である。このことは、代物給付に対してのみならず、物の耐用年数が どうか。買主/注文者は、これらの追完により新たに耐用年数の延びた物を獲得することとなり、 その結果、不

長期化するような修補の場合にも、通常は妥当しうるであろう。

という不当利得の一般原則に対応するものである。(69) についての控除を肯定するのが一般である。債権者は給付障害から正当化されない利益を引き出すべきではない、 により高められた価値についての利益調整の問題として議論されているものであり、そこでは、高められた価値 この背後に潜む問題は、ドイツ法では、損害賠償法においていわゆる「旧の代償としての新」の場合、「新」

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題 契約にもとづく債務の履行 (追完) の場面における、 損害賠償法での不当利得論 (利益調整論 の援

771

法と政治

59 巻 3 号

772

用に対しては、次のような反論がなされている。

価値はいわば押し付けられたものである。 もともと、このような高められた利益 (価値)は、売主/請負人の義務違反によって生じたものであり、 すなわち、 価値の高まった仕事の利益は、もともと瑕疵除去の遅滞に その

(2008年10月)

うな利益調整は、 起因するものであり、 排除されねばならない。そうでなければ、請負人は、 注文者が数年間にわたり瑕疵のある仕事で満足しなければならなかった場合には、このよ 修補の遅滞により、 自身の瑕疵担保義務

から全部もしくは部分的に解放されることについて意のままにできる、 それゆえ、ここにおいて決定的に重要なことは、 新規の物 (代物) の客観的価値もしくは利用価値が決定的な ということである。

なわち、 ある。その結果、新規の物もしくは修理された物の高められた耐用年数は、主観的に決定されるべきである。 買主/注文者が、予想して高められた耐用年数により利益を得た場合にのみ、「新旧」の利益調整

法と政治

59 巻 3 号

のではなく、まさに被害者にとっての価値である。なぜなら、ここでは押し付けられた利得が問題であるからで

当利得)が顧慮されることになる、と。(72)

この観点からの更なる検討が必要とされるであろう。

を信義則によって制限する、 3 なお、 本稿では直接関係ないが、以上のような収益返還や利益調整問題における論理の展開は、 とするこれまでの日本の通説の考え方に対しても、 一定の類型において、 再考を迫 追完自身

ることになるように思われる。

瑕疵のある建物自体の所有権侵害

らば 任について問題となる点 ないことになる。もっとも、その場合の出発点は、平成一九年判決では追求されなかった、売主に対する契約責(3) 疵のある建物自体の法益侵害性を原則として否定し、それゆえにまた、修補費用を損害として認めないとするな 修補費用問題は、依然として契約法における給付利益の問題と関連しているものとして議論されねばなら 前述のように、平成一九年判決が明確にした不法行為の成立要件は、これを契約法の観点から見れば、 (修補費用賠償問題をはじめとして)を明確化し、その点の理論的基礎を構築する必要

であろう。 (4) この類型においても、契約責任以外に平成一九年判決が定式化した不法行為責任が役割を演じる場合がありうる り完全性利益が侵害されたようなケースにおいては、なお不法行為責任を問題としうることになる。その意味で、 請負人に建替え費用相当額の賠償を民法六三四条により請求しうるとした場合であっても、このような建物によ 平成一九年判決が定式化した不法行為の成立要件からすれば、平成一四年判決のように、注文者が 59 巻 3 号 (2008年10月)

がある

(問題とされるべき法律問題は決して少なくない)。

な業績が存在する。そこにおいて論者が最終的に到達された地点は、「契約期待不充足に拠って債務者に対する(産) 瑕疵修補費用を損害賠償として請求することを基礎づける場合の問題は、いまや、 しめたことをもって所有権侵害といえるか、ということになる。この問題は、すでにわが国おいても先学の重要 瑕疵のある建物自体を取得せ

さて、平成一九年判決を前提とし、

かつ、平成一九年判決のような事案において、不法行為を根拠として

瑕疵修補請求権を債権者に取得させるであろう契約法に対して、不法行為法上は、

建物の瑕疵に関する最近の最高裁判決が提起する新たな課題

五五五

法と政治

危険防御目的に従った規範目

論

め が展開 0 帰結として、 社会生活上義務の侵犯と評価される具体的な商品危険に関し、 この危殆化を逃れ難く受

ける者が、 的 その除去を供給者に請求する――危険除去の方法如何は合目的性と必要性に鑑みて被請求者たる商品 (2008年10月)

を民法七一七条の工作物責任と類比した先の見解の示唆の源である論者の次の問題意識、 供給者に委ねられるのが原則である―― 権利を与えられる」というものであった。この指摘は、(行) 平成一九年判決

すなわち、「購入した

任を負わないのに、 建物、造成地などの欠陥により近隣の者が被害を蒙ったような場合に、建築業者や造成業者は過失がなければ責 消費者である建物や造成地の所有者等は無過失であっても賠償責任を負うことになり」、

-わが国における欠陥建物による被害の賠償は、ユーザー無過失責任として実現されるという奇妙な結果が、

59巻3号

造物責任法制以降にも残ることとなった」という指摘と相通ずるものがあるように思われる。(で) 瑕疵のある建物の取得者が、建物の所有権自体の侵害を理由とし、 瑕疵修補費用を損害として不法行為責任を

ならない。 1で指摘した契約法上の課題に加え、またそれと関連させつつこの点をも筆者の課題とし、

じる。

追及しうるか、

という問題については、少なくともこれらの到達点、

問題意思を念頭に今後さらに探究されねば

法と政治

69 Lange, Schadensersatz, 2. neubearbeitete Aufl. (1990), S. 259f; Larenz, Schuldrecht AT, 14. Aufl. (1987), S. 530 Fußn.

- $\widehat{70}$ Gsell, JuS 2006, 203 (204)
- $\widehat{71}$ NJW 2003, 1971 (1972)
- $\widehat{72}$ Gsell, o. Fußn. 68
- $\widehat{73}$ 平成一九年判決の事案において、 瑕疵修補費用が契約利益に関連することから不法行為責任による追及について

疑念を提起するものとして、平野裕之・民商法雑誌一三七巻四・五号四三八頁 (四五〇頁、 四五一頁注(8)、 四五二

筆者も同意見である。

 $\widehat{75}$

- $\widehat{74}$ もっとも、 損害論の問題としては、拡大損害の問題、瑕疵結果損害の問題領域ともなるであろう。
- (一) (二)·完)」阪大法学一三九号八九頁(一九八五年)、同一四〇号八一頁(一九八六年)。

下村正明「商品の瑕疵をめぐる責任規範の交錯関係について―

–西ドイツにおける理論状況に基づく一考察

- $\widehat{76}$ 下村正昭 | 商品の瑕疵をめぐる責任規範の交錯関係について— 西ドイツにおける理論状況に基づく一考察
- (二·完)」阪大法学一四〇号八一頁(一二三頁)(一九八六年)。

花立文子・私法判例リマークス三七号四八頁(五一頁)。

78 雅信編集『新・現代損害賠償法講座第三巻製造物責任・専門家責任』(一九九七年)一頁(一四頁)、同『新民法大系 〔第二版補訂〕』(二〇〇五年)三五三頁。もっとも、 加藤雅信編著『製造物責任法総覧』(一九九四年)一九頁、同「製造物責任法の特色」山田卓生編集代表・加藤 本文の引用においても明らかなように、ここでも建物の瑕疵

されたものである。ところが、期限までに脱稿できず、このような形を以てお祝いをさせていただかざるをえなくな 詫びするとともに、 自体の「損害性」を問題としているものではない。 ってしまった。 本稿はもともと、 桐村教授および編集に当たられた守屋浩光奈良産業大学教授には、この場をお借りして改めて深くお 拙い論考ではあるが、感謝の念とますますの御活躍を念じつつ、本稿を桐村彰郎教授に捧げる。 桐村彰郎奈良産業大学教授退職記念号(奈良法学会雑誌二〇巻三・四号)に掲載予定で執筆 (2008年10月)

Kann bei Nacherfüllung eines mangelhaften Bauwerkes kein Anspruch des Verkäufers/Bauunternehmers auf Nutzungsersatz erhoben werden? Betrifft Verschaffung eines mangelhaften Bauwerkes überhaupt Eigentumsverletzung?

論

説

Tsuyoshi HARADA

1. Problemstellung

Über mangelhafte Bauwerke hat JOGH (Saiko Saibansho) am 24.9.2002 und am 6.7.2007 zwei wichtige Urteile gefällt. Nach dem Ersten kann der Besteller nach §634 des Japanischen BGB (im folgenden JBGB) vom Bauunternehmer die für die Neuherstellung erforderlichen Kosten als Schadensersatz verlangen, wenn das hergestellte Bauwerk ernsthafte Fehler hat. Nach dem Zweiten können die Geschädigten nach §709 JBGB vom Bauwerker Schadensersatz verlangen, wenn das hergestellte Bauwerk Fehler hat, die die Sicherheit und dadurch anschließend die Integritätsinteressen (das Leben, den Körper, die Gesuntheit oder eine Sache) verletzen, und wenn durch die Verletzung ein weiterer Schaden verursacht wird.

Die Urteile des JOGHs haben zwei wichtige Fragen aufgeworfen. Das Erste setzt voraus, dass ein Ersatzanspruch im Falle der Nacherfüllung durch Neuherstellung hinsichtlich aus dem mangelhaften Bauwerk bis dahin tatsächlich gezogener Nutzungen dem Bauunternehmer zusteht. Das Zweite hat die schwierige Frage aufgeworfen, ob der Käufer des mangelhaften Bauwerkes vom Bauunternehmer die Nachbesserungskosten als Schadensersatz verlangen kann.

2. Diskussion in Deutschland und auf dem EuGH

Nach §§ 439 Abs. 4 bzw. 635 Abs. 4 BGB kann der Verkäufer/der Unternehmer, der zum Zwecke der Nacherfüllung eine mangelfreie Sache liefert oder ein neues Werk herstellt, nach Maßgabe der §§ 346 bis 348 BGB vom Käufer/Besteller für die mangelhafte Sache oder das mangelhafte Werk Rückgewähr verlangen. Diese Verweisung auf die Rücktrittsvorschriften

五八

schließt die Verpflichtung zur Herausgabe des Käufers/Bestellers zum Ersatz mit ein, falls dieser daraus Nutzungen gezogen hätte, wie sie in § 346 Abs. 1 und Abs. 2 BGB normiert wird. Jedoch hat der BGH (Beschl. v. 16. 08. 2006) sich um dieses Argument mit der juristischen Literatur umfänglich auseinandergesetzt und letzten Endes im Hinblick auf die Rückzahlungsverpflichtung für die Nutzungsentschädigung die Auffassung der Gegenmeinung vereinbart.

Allerdings hat der BGH aufgrund des Wortlauts und des in der Gesetzesbegründung erklärten Willens des Gesetzgebers, §439 Abs. 4 BGB einschränkend nicht ausgelegt, dass die Verweisung auf die Rücktrittsvorschriften nicht auch einen Anspruch des Verkäufers auf Nutzungsentschädigung begründet. Gleichzeitig hat der BGH Bedenken gegen die Vereinbarkeit von §439 Abs. 4 BGB mit Art. 3 der Richtlinie 1999/44/EG des europäischen Parlaments und des Rates vom 25. 05. 1999 zu bestimmten Aspekten des Verbrauchergüterkaufs und der Garantien für Verbrauchsgüter (die "Verbrauchsgüterkaufrichtlinie").

Daher hat der BGH das Verfahren ausgesetzt und dem EuGH gemäß Art. 234 EG zur Vorabentscheidung die Frage vorgelegt, ob die Bestimmungen des Art. 3 der Verbrauchsgüterkaufrichtlinie dahin auszulegen sind, dass die nach § 439 Abs. 4 BGB i. V. m. §§ 346 bis 348 BGB statuierte Verpflichtung des Verbrauchers der Verpflichtung des Verkäufers im Falle von Ersatzlieferung entgegensteht, welche für die Nutzung des anfangs gelieferten Verbrauchsguts vom ihm Wertersatz leistet. Der EuGH (Urt. v. 17. 04. 2008) hat die vom BGH vorgelegte Frage bejaht. Die Antwort des EuGHs auf diese Frage ist folgende: Art. 3 der Verbrauchsgüterkaufrichtlinie ist dahin auszulegen, dass dieser den nationalen Regelungen entgegensteht in dem Punkt, dass der Verkäufer dem Verbraucher zulässt, Wertersatz für die Nutzung des vertragswidrigen Verbrauchergutes zu verlangen, bis dieses durch ein neues Verbrauchsgut ausgestauscht wird, wenn der Verkäufer ein vertragswidriges Verbrauchsgut geliefert hat.

3. Verschaffung eines mangelhaften Werkes und Eigentumsverletzung Der Bauwerker eines mangelhaften Bauwerkes haftet gemäß §709 JBGB

五九

nur für die Verletzungen von Integritätsinteressen, die das mangelhafte Bauwerk verursacht. Verschaffung des mangelhaften Bauwerkes ist nämlich keine Eigentumsverletzung. Daher kann der Käufer eines mangelhaften Bauwerkes vom Bauunternehmer die Nachbesserungskosten als Schadensersatz nicht verlangen.

論

4. Zusammenfassung

説

Als mein Forschungsthema sollen die folgenden Standpunkte herausgearbeitet werden.

- (1) Kann der Verkäufer/Unternehmer bei Nacherfüllug vom Käufer/ Besteller Nutzungsersatz verlangen?
- (2) Wenn der Käufer eines mangelhaften Bauwerkes vom Bauunternehmer die Nachbesserungskosten als Schadensersatz verlangt, gilt dann Verschaffung eines mangelhaften Bauwerkes überhaupt als Eigentumusverletzung?